

供 覧	議 長	局 長	次 長	係 長	係	係	係	係

令和7年10月1日

決算特別委員会

阿久根市議会

1 会議名 決算特別委員会

2 日時

(1) 期日 令和7年10月1日(水)

(2) 開会 午前10時

(3) 延会 午後4時8分

3 場所 議場

4 出席議員

濱田洋一	委員長
川原慎一	副委員長
大田基次	委員
川畑二美	委員
大野雅子	委員
高崎良二	委員
渡辺久治	委員
白石純一	委員
竹原信一	委員
仮屋園一徳	委員
木下孝行	委員
山田勝	委員

5 欠席議員

該当なし

6 職務のため出席した議会事務局職員

上脇重樹 次長兼議事係長

松林俊介 議事係主査

7 説明員

新町博行 税務課長

上脇栄子 税務課長補佐兼管理係長兼滞納整理係長

牛之濱諒 税務課課税係長

大橋尚子 市民課長兼三笠支所長兼大川出張所長兼大川診療所事務長

平田祥子 市民課長補佐兼住民年金係長

川邊千紘 市民課国保係長

本藏雄一 大川出張所庶務係長兼大川診療所管理係長

尻無濱久美子 福祉課長

寺園勝夫	福祉課長補佐兼福祉係長
猿楽士宗	福祉課保護係長
鎌田渚	福祉課児童福祉係長
佐渡谷まなみ	みなみ保育園園長
寺地克己	こども保健課長
尾上京子	こども保健課保健予防係長
田上智子	こども保健課こども家庭係長
尾上謙一郎	介護長寿課長
本千晶	介護長寿課長補佐兼介護保険係長
宇都貴子	介護長寿課高齢者支援係長
松崎正幸	介護長寿課地域包括支援係長
大野裕人	農政林務課長兼農村環境改善センター所長
下澤克宏	農政林務課長補佐兼農村振興係長
所崎慎也	農政林務課長補佐兼林務係長
西村史弥	農政林務課農政管理係長
牧内達志	農村環境改善センター所長管理係長
園田豊	環境水産課長
松永雄輔	環境水産課水産係長
大川内広樹	環境水産課生活環境係長
尾上覚史	商工観光課長
船蔵真一	商工観光課長補佐
早水健児	商工観光課長補佐兼商工観光係長
川原圭士郎	商工観光課ふるさと納税推進係長
下脇一博	農業委員会事務局長
平瀬修治	農業委員会事務局管理係長

8 会議に付した事件

- (1) 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）
- (2) 認定第2号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）
- (3) 認定第4号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）
- (4) 認定第5号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

9 議事の経過概要 別紙のとおり

濱田洋一委員長

昨日に引き続き、決算特別委員会を再開します。
本日の審査も配付した日程の順に進めていきます。
それでは、市民課入室してください。
〔市民課入室〕

◎ 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

認定第1号を議題とし、市民課所管の事項について審査に入ります。
所管課の説明を求めます。

大橋市民課長兼三笠支所長兼大川出張所長兼大川診療所事務長

それでは、認定第1号中、市民課、三笠支所、大川出張所及び大川診療所の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について御説明いたします。
主要事業の成果説明書13ページを御覧ください。

マイナンバーカード交付事業については、事業実施状況に記載のとおり、令和6年度末現在で延べ1万7363人にカードを交付し、交付率は93.66%となりました。

現状と課題に記載のとおり、マイナンバーカード交付率向上のため、高齢者などを対象とした自宅や医療福祉施設等への出張申請受付や、毎週木曜日の夜間窓口の実施によるものであります。また、令和7年度は、マイナンバーカードの交付開始から10年目となり、10年ごとに行うマイナンバーカードの更新業務と5年ごとに行う電子証明書の更新業務などで窓口の混雑が予想されることから、会計年度任用職員1名の増員と窓口用業務端末を1台増設し、対応することとしています。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の40ページから41ページに記載されており、令和6年度の事業評価は、ただいま説明した理由からAとしました。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は37ページから38ページにかけて、事項別明細書は18ページを御覧ください。

第2款総務費1項9目支所及び出張所費は、三笠支所と大川出張所の窓口業務会計年度任用職員の人件費のほか、故障による三笠支所執務室エアコンの購入、大川出張所の移転に伴う委託料や備品購入が主なものであります。

次に、事項別明細書は19ページを御覧ください。

15目諸費は、自衛官募集事務に係る経費であり、18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県防衛協会への会費であります。

次に、決算に関する説明書は41ページ、事項別明細書は21ページを御覧ください。

3項1目戸籍住民基本台帳費は、職員及び市役所窓口等事務、会計年度任用職員の人件費のほか、戸籍及びマイナンバーカードへの氏名の振り仮名等を表記するための戸籍

情報システム改修の委託料が主なものであります。

12節委託料は、備考欄に記載の戸籍情報システム改修ほか4件であり、18節負担金、補助及び交付金は、証明書等自動交付サービスにおける地方公共団体情報システム機構負担金のほか3件の負担金であります。なお、令和7年3月に議決いただきました戸籍の氏名の振り仮名法制化事業については、令和7年度に明許繰越しております。

次に、決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は24ページを御覧ください。

第3款民生費1項1目社会福祉総務費27節繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金であり、事業勘定と施設勘定へそれぞれ繰り出したものであります。

次に、決算に関する説明書は46ページ、事項別明細書は25ページを御覧ください。

4目国民年金費は、国民年金法及び政令の規定に基づく法定受託事務とそれ以外の協力連携事務に係る費用であり、人件費が主なものであります。

事項別明細書は26ページを御覧ください。

8目後期高齢者医療費のうち18節負担金、補助及び交付金は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への共通経費及び療養給付費に係る負担金であり、27節繰出金は、後期高齢者医療特別会計への繰出金であります。

以上で歳出の説明を終わり、歳入について御説明いたします。

歳入については、決算に関する説明書のみで御説明いたします。

決算に関する説明書の10ページを御覧ください。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料は、葬斎場使用料であります。

12ページを御覧ください。

2項1目総務手数料は、市民課、三笠支所、大川出張所分の証明書発行手数料であります。

13ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金は、国民健康保険基盤安定負担金であり、国保税の保険者支援分に係る国の負担分であります。

14ページを御覧ください。

2項1目総務費国庫補助金は、マイナンバーカード交付事業費と戸籍情報システム改修業務に係る社会保障税番号制度システム整備費の補助金であります。

16ページを御覧ください。

3項1目総務費委託金は、自衛官募集業務費と出入国管理及び難民認定法に基づく在留外国人の管理に資することを目的とした中長期在留者住居地届出等事務費であります。

2目民生費委託金は、国民年金事務費であります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち後期高齢者医療保険基盤安定負担金及び国民健康保険医療基盤安定負担金は、いずれも保険税等軽減分としての県の負担金であります。

20ページを御覧ください。

3項1目総務費委託金のうち戸籍住民基本台帳委託金は、人口動態調査事務費ほか2件であります。

22ページを御覧ください。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金は、高額療養費資金貸付基金利子であります。26ページから27ページにかけて御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち団体支出金は、後期高齢者医療広域連合一体的実施事業業務委託料であり、雑入は、令和5年度の鹿児島県後期高齢者医療広域連合市町村療養給付費負担金の精算金や、市民課、三笠支所及び大川出張所のコピー使用料が主なものであります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

成果説明書の13ページ。マイナンバーカード交付事業ですけれども、1番下の現状と課題のところ、1番下のほうに、マイナンバーカードの有効期限切れにより、医療機関や行政機関での利用に支障を生じるおそれがあるとあるんですけれども、僕は自分のマイナンバーカードを見て、教えてもらいたいんですけれども、マイナンバーカード自体の有効期限と、それと電子証明書の有効期限というのは、二つありますよね。これ二つ違いますよね。これちょっと、この違いをちょっと教えてもらいたい。違いというか、その辺を。

大橋市民課長兼三笠支所長兼大川出張所長

通常、マイナンバーカード、カード自体は10年の有効期限となっております。なので、カード自体の有効期限は10年なんですけれども、その電子証明書というのが、例えばマイナ保険証を利用したり、あとはコンビニ交付などで利用したりするための証明になるんですけれども、そちらのほうは5年ごとに更新をするようになっているものですから、カード自体は10年ごとに更新になるんですが、電子証明書はちょっと内部の何ていうか手続は5年ごとに手続に来ていただかないといけなくなります。

渡辺久治委員

とした場合は、例えば、この電子証明書の場合は、更新しなきゃいけないから何かこの案内が来るんですか。

大橋市民課長兼三笠支所長兼大川出張所長

有効期限が切れる2、3か月前ぐらいに、こちらのほうからもうすぐ期限が切れますという通知をしますので、有効期限が切れる前に市役所の窓口の手続に来ていただければと思います。

〔渡辺久治委員「はい、分かりました」と呼ぶ〕

竹原信一委員

市民課が担当している施設は、大川と三笠支所、二つだけですか。

濱田洋一委員長

竹原委員、資料の名称、ページ、款、項、目を言ってからお願いします。

竹原信一委員

施設の場所が、施設を担当してる場所はどこかを聞いているわけですから。

ほかにあるんですか、2か所だけですか。

濱田洋一委員長

何の施設ですか。

竹原信一委員

担当してる施設。市民課が担当してる施設。

濱田洋一委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前10時13分～午前10時14分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

川畑二美委員

決算に関する説明書の16ページ、3款の委託料の1目の総務委託料の備考のほうの
すね、市民課の、すいません。

濱田洋一委員長

すいません、款、項、目をまずお願いします。

川畑二美委員

市民課の総務管理費で、自衛官募集事務費で3万4000円出てるんですけど、これはど
のような形で作業されるんでしょうか。3万4000円出てるんですけど。

濱田洋一委員長

もう一度です、歳入のところ。

川畑二美委員

2-1-2の決算に関する説明書です、認定ゼロ1の、はい。16ページの、市民課
総務管理費委託料の中の自衛官募集事務費3万4000円はどのような形で、事務費をされ
るのかって、お尋ねしたいです。

濱田洋一委員長

これは、歳入ですからね。歳入予算のことによろしいですか。

川畑二美委員

歳入でもはい。歳入でもです、中身をちょっとお尋ねしたくて。

濱田洋一委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時16分～午前10時18分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号の審査を一時中止します。

続きまして認定第2号を議題といたしますので、委員の皆様方は認定第2号、国民健康保険特別会計をお開きください。

◎ 認定第2号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（国民健康保険特別会計）

濱田洋一委員長

それでは、認定第2号を議題とします。

所管課の説明を求めます。

大橋市民課長兼大川診療所事務長

それでは、認定第2号について御説明いたします。

初めに、事業勘定について主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書14ページを御覧ください。

保険事業は、国保加入者の健康管理や医療費の抑制を目的としており、実施状況については、事業実施状況に記載のとおり、特定健康診査受診者1,787人、特定保健指導受診者69人となりました。事業の成果欄に記載のとおり、令和6年度の特定健診受診率は、新規国保加入者への受診勧奨や、医療機関を定期的を受診されている方への情報提供依頼に積極的に取り組み、法定報告前の数値で前年度より6.8ポイント上昇し、57.5%となりましたが、特定保健指導につきましては、前年度より1.4ポイント減少し、44.2%となり、目標値60%を下回りました。

なお、事業については、まちづくりビジョンの取組状況の18ページから19ページに記載されているとおり、令和6年度の事業評価は、ただいま説明した理由からDとなっております。

また、同じくまちづくりビジョンの取組状況24ページから25ページに記載されているジェネリック医薬品の使用割合が目標値80%に対し91.2%となったことから、評価はAとなっております。

15ページを御覧ください。

(1) 被保険者世帯数の状況につきましては、令和6年度の国保の被保険者数は年度平均4,229人、加入世帯は年度平均2,985世帯となっており、阿久根市の人口のうち23.2%が国民健康保険の被保険者であります。また、被保険者の53.6%が65歳から74歳までの前期高齢者となっているところです。なお、前年度と比較し、国保被保険者数で270人、加入世帯数で57世帯がそれぞれ減となっております。

(2) 医療費の状況については、令和6年度の費用額は、前年度より4930万5034円の減となりましたが、一人当たりの医療費は58万9345円となり、前年度比4.32%の増となりました。国民健康保険被保険者一人当たりの医療費は依然として高い状況にあることから、被保険者の健康づくりの推進に取り組む必要があります。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、歳出の主なものについて御説明いたします。

決算に関する説明書は6ページ、事項別明細書4ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、職員やレセプト点検会計年度任用職員の人件費、被保険者証の郵送に係る役務費などが主なものであります。

2目連合会負担金は、国保連合会の運営負担金であります。

2項1目賦課徴収費は、保険税の賦課徴収に係る経費であり、郵便料、窓口収納手数料などの役務費が主なものであります。

事項別明細書5ページにかけて、3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費で運営協議会委員報酬や費用弁償が主なものであります。

第2款保険給付費1項1目一般被保険者療養給付費の支出済額18億3181万9262円は、前年度比2965万5520円、1.59%の減。

3目一般被保険者療養費の支出済額1308万4278円は、前年度比114万3201円、8.04%の増であります。

5目審査支払手数料は、レセプト審査支払手数料やレセプト電算処理手数料であります。

2項1目一般被保険者高額療養費の支出済額3億468万909円は、前年度比439万4680円、1.46%の増であります。

決算に関する説明書は7ページ、事項別明細書は6ページを御覧ください。

4項1目出産育児一時金は9件分、5項1目葬祭費は、43件分をそれぞれ支出いたしました。

第3款国民健康保険事業費納付金1項医療給付費分は医療費負担のため、2項後期高齢者医療支援金等分は後期高齢者医療制度を支援するため、3項介護納付金分は介護保険制度を支援するために支出したものであります。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は7ページを御覧ください。

第6款保健事業費1項1目特定健康診査等事業費は、備考欄に記載のとおり、特定健康診査業務ほか2件の委託料が主なものであります。

2項1目疾病予防費は、はり、きゅう助成及び人間ドック助成補助金が主なものであります。

2目国保ヘルスアップ事業費は、特定健診の結果で生活習慣改善の必要な方への特定保健指導により、国保加入者の健康づくりへの意識向上や糖尿病重症化予防を目的とする事業であり、保健指導や受診勧奨を行う会計年度任用職員の人件費のほか、備考欄記載の特定健康診査情報提供業務ほか2件の委託料が主なものであります。

事項別明細書は8ページを御覧ください。

第9款諸支出金1項6目保険給付費等交付金償還金は、令和5年度分の保険給付費等交付金の実績に伴う県への精算返納金です。

決算に関する説明書は9ページを御覧ください。

2項1目直営診療施設勘定繰出金は、大川診療所の運営等に係る国の特別調整交付金を繰り出したものであります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は3ページ、事項別明細書は1ページを御覧ください。

第1款国民健康保険税の収入済額は3億4526万3599円で、全体の収入率は80.7%であり、前年度比2.3ポイントの増。現年度課税分が95.6%で0.5ポイントの増。滞納繰越分が11.7%で2.7ポイントの増であります。

決算に関する説明書は4ページにかけて、事項別明細書は2ページを御覧ください。

第5款県支出金1項1目保険給付費等交付金は、決算に関する説明書備考欄のとおり、保険給付費に要する費用に対して交付される普通交付金と、市町村の財政状況その他の事情に応じて交付される特別交付金であります。

第7款繰入金については、保険基盤安定繰入金をはじめとする法定繰入金とその他一般会計繰入金、いわゆる法定外繰入金であります。

一般会計からの法定外繰入金は、令和3年度及び令和4年度においてはゼロ円となりましたが、5年度は2,890万円、6年度は2,470万円が必要となりました。

昨年度と同様に、後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の減少に伴い、保険税の収入が伸び悩んだことや、特別調整交付金の減少などが理由として考えられます。

事項別明細書は3ページを御覧ください。

第9款諸収入4項2目一般被保険者第三者納付金は、交通事故等に係る納付金であります。

以上で事業勘定を終わり、次に、直営診療施設勘定について説明いたします。

主要事業の成果説明書17ページを御覧ください。

国民健康保険大川診療所運営事業については、大川地区の地域医療の拠点として、診療委託先である内山病院と卓翔会記念病院から医師の派遣をいただき、週5日の半日診療を実施しております。

令和6年度の大川診療所の1日当たりの患者数は4.6人であり、昨年度と比較して1.0人増加しました。これは、市内の1医療機関が休院したことによるものであり、今後は再び減少に転じる可能性があります。大川地区の医療拠点としてさらに利用促進を図っていく必要があります。

次に、特別会計の決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は11ページを御覧ください。

第1款総務費1項1目一般管理費は、看護師の会計年度任用職員の人件費のほか、備考欄に記載の委託料7件が主なものであります。

第2款医業費1項1目医療用機械器具費は、備考欄に記載の備品購入が主なものであり、3目医薬品衛生材料費は、医薬品等の購入費であります。

4目検査等業務費は、先ほど説明しました医師の派遣を頂いている2医療機関への診療業務委託料が主なものであります。

事項別明細書は12ページを御覧ください。

第4款基金積立金1項1目基金積立金は、令和5年度分繰越金の2分の1と診療所基金の運営利子分を積み立てたものであり、令和6年度末における基金残高は278万3717円であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は11ページ、事項別明細書は9ページを御覧ください。

第1款診療収入の収入済額1044万2622円は、前年度比15.0%の増となっており、診療収入のうち、2項4目の後期高齢者医療保険からの診療報酬収入が49.6%を占めており

ます。

事項別明細書は10ページを御覧ください。

第6款繰入金2項1目事業勘定繰入金は、診療所の運営に係る国の特別調整交付金分を事業勘定から繰り入れたものであり、決算に関する説明書12ページにかけて、3項1目一般会計繰入金は、診療収入で不足する財源を一般会計から繰り入れたものであります。

以上で、認定第2号についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

主要事業の成果説明書14ページ、6款の保健事業費。事業の成果として2行目、受診率が57.5%、前年度が50.7%で約7ポイント改善している。大変いいことだと思います。数年前までは、たしか30%台です、県内でもかなり下位のほうの数値だったと思いますので、関係部署の方の御努力に敬意を表します。

そして、今年、先ほどの御説明では、勸奨を行った、あるいは医療機関でお知らせをするというような対策が功を奏したというようなお答えも、説明がございましたが、1年間で7ポイントというのはかなりの改善だと思うんですけども、具体的に何が1番、功を奏したというお考えでしょうか、教えてください。

大橋市民課長兼大川診療所事務長

市民課では、この保険の受診勸奨などを行う訪問指導の看護師の会計年度の方がおりまして、この方たちが8月から9月にかけて総合健診があるんですけども、それが終わった後に、まだその総合健診を受診していない方に対して、病院からの情報提供であったり、個別健診であったり、1月にある予約制健診の案内だったりをするんですけども、毎年12月から1月にかけて、最後の追い込みといいますか、電話や訪問などで受診していない方に受診勸奨を直接お願いしておりまして、今年度はそういう直接的な勸奨というのが効果があったのではないかと考えております。

白石純一委員

大変手間のかかる作業だとは思いますが、よい試みだと思いますので、大変でしょうけど、引き続き頑張ってください。ありがとうございます。

大野雅子委員

決算に関する説明書の4ページ、5款1項1目のところの特別交付金のところの保険努力支援分というのがございますね。これは、保険者が努力をしていることで、金額が変わってくるというものの収入になるのでしょうか。

大橋市民課長兼大川診療所事務長

この保険者努力支援分といいますのは、保険者の保険状況やその他の取組状況に応じて交付されるものであります。

医療費の適正化に向けた取組に対する交付金と、あと、予防・健康づくり事業の事業

費及び事業費に連動する取組に対する交付金があります。

大野雅子委員

市民としてはどういうことを努力したら、簡単に言うと、努力するところら辺がアップ、違ってくるんでしょうか。さっきの議員がおっしゃったように、健康診断にかかる人が多ければたくさん来るとか、そういうのも関係してくるんでしょうか。教えてください。

大橋市民課長兼大川診療所事務長

この保険者努力支援分のいろんな項目があるんですけども、その項目の中には、特定健診の受診率に関わるものもございます。

大野雅子委員

はい、ありがとうございます。私たちも努力します。ありがとうございます。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第2号の審査を一時中止します。

◎ 認定第5号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（後期高齢者医療特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第5号を議題とします。

認定第5号につきましては、後期高齢者医療特別会計でございますので、資料のほうをお願いいたします。

所管課の説明を求めます。

大橋市民課長兼大川診療所事務長

それでは、認定第5号について説明します。

初めに、鹿児島県の後期高齢者医療制度は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合を保険者とし、県内の75歳以上の方と、65歳から74歳で一定の障害があり認定された方を被保険者として運営されており、令和6年度末の本市の後期高齢者医療の被保険者数は4,626人で、前年度末より23人の増、人口に占める割合は25.7%、被保険者のうち障害認定者数が53人となっています。

医療費の窓口負担割合は原則1割、現役並み所得者は3割、現役並み所得者以外で、一定以上の所得のある方は2割となっています。

この後期高齢者医療特別会計は、歳入の後期高齢者医療保険料と、軽減分の保険基盤安定繰入金を含めた一般会計繰入金を、歳出で後期高齢者医療広域連合の納付金として支出しているのが主なものとなっております。

決算に関する説明書は34ページ、事項別明細書は31ページを御覧ください。

それでは、歳出から御説明いたします。

第1款総務費1項1目一般管理費は、後期高齢者医療事務に係る消耗品の需用費、被保険者の郵送に係る役務費が主なものであります。

2項1目徴収費は、徴収事務に係る郵便料、手数料等の役務費のほか、保険料の還付

に係る償還金利子及び割引料が主なものであります。

次に、第2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1日後期高齢者医療広域連合納付金は、備考欄記載の被保険者保険料ほか2件を鹿児島県後期高齢者医療広域連合へ納付したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は33ページ、事項別明細書は29ページを御覧ください。

第1款保険料1項1日後期高齢者医療保険料の収入済額2億5989万6964円は、収入率98.6%であります。

次に、第3款繰入金1項2目保険基盤安定繰入金は、保険料の軽減分に対する財政措置であり、被保険者の世帯の総所得金額等に応じて、鹿児島県後期高齢者医療広域連合が判定した結果により軽減された保険料につきまして、県が4分の3、市が4分の1をそれぞれ負担し、保険基盤の安定を図るものです。

以上で認定5号についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第5号の審査を一時中止します。

〔市民課退室、福祉課入室〕

◎ 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第1号を議題とし、福祉課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

尻無濱福祉課長

認定第1号中、福祉課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書19ページをお開きください。

第3款民生費1項2目心身障がい者福祉費の障がい児通所支援事業は、障害を持つ未就学児や就学地就学中の児童を対象に、集団生活への適応訓練等を支援するものであり、療育等の支援を行い、発達支援の充実が図られました。事業実績につきましては、事業実施状況欄のとおりであり、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障がい者福祉の充実②にも記載しているところです。

次に、20ページの子ども発達支援センターこじか管理事業は、児童発達支援センターこじかの運営について、社会福祉法人青陵会を指定管理者とし、実施しているものであります。同センターでは、早期の療育が必要な未就学児を対象にして、日常生活における基本的な動作の指導や、集団生活への適応訓練及びサービス利用に当たっての連絡調整や支援利用の計画作成事業を行っています。

次に、22ページをお開きください。

障がい者等よか活動支援事業は、障害者等が余暇活動に取り組む際の経済的な負担を軽減することで、生活圏の拡大及び社会参加の促進を図るため、余暇活動に必要な用具の貸出しやサービスの利用及び購入に係る経費の一部を助成するもので、用具貸出しは令和6年度から実施し、実績は電動車椅子の貸出しが1件となっています。これまでも、各種会合での案内やイベント時の試乗会など広報活動を行っておりますが、引き続きこの制度の周知を図る必要があると考えます。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の23ページの障がい者福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、23ページと24ページは、障がい者自立支援介護給付事業、障がい者自立支援訓練等給付事業など、障害福祉サービスに係る実績であり、23ページの障がい者自立支援訓練等給付事業は、身体機能の向上や就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行う事業ですが、まちづくりビジョンの取組状況の22ページの記載の就労支援施策による自立更生件数の令和6年度の事業評価は、令和6年度の実績が目標値を上回ったことからA評価となっております。

次に、25ページの子ども医療費助成事業は、子どもに係る医療費を助成することで、疾病の早期発見及び早期治療を促進し、子どもの健康の保持増進を図ることを目的としています。現状と課題欄に記載のとおり、令和6年度は前年度と比較して医療費は減少しており、これは全国的な感染症等の流行がなかったことが一因ではないかと考えるところであります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の21ページの子育て支援環境の整備①にも記載しているところです。

次に、27ページの放課後児童健全育成事業は、放課後児童クラブの運営であり、令和6年度は、市内9か所で延べ5万2146人の児童が利用しました。前年度と比較して利用者は減少していますが、今後も保護者のニーズを踏まえ、保護者が安心して働ける環境づくりに取り組んでまいります。

次に、28ページと29ページは、児童手当や児童クラブ及び保育所認定こども園の実績資料になります。

次に、30ページの生活困窮者自立相談支援事業は、経済的に困窮している方からの相談に包括的に対応し、関係機関と連携して生活困窮状態からの脱却を目指すことを目的に、阿久根市社会福祉協議会に委託して実施している事業です。令和6年度の年間の相談件数は232件で、前年度と比較し減少していますが、資金貸付けやフードバンク、フードドライブの相談が主なものとなっています。事業の成果としては、支援員が他事業へつなぎ、関係機関と連携し、相談者の立場に寄り添った支援を行っております。

以上で、主要事業の成果説明書での説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

初めに、歳出から、決算に関する説明書は43ページ、事項別明細書は24ページになります。

第3款1項1目社会福祉総務費は、44ページをお開きください。

社会福祉法人指導監査実施事業コンサルティング業務に係る委託料を初めとして、住

民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金と定額減税補足給付金が主なものです。

18節負担金、補助及び交付金9件のうち、6行目の民生委員児童委員協議会は、民生委員児童委員の活動に対する運営補助金であります。

本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の24ページに記載されており、令和6年度の事業評価としましては、令和6年度の実績が目標値を下回り、目標に対して実績が約77%であることからD評価となっております。

次に、1行下の住民税非課税世帯等への価格高騰重点支援給付金は、前年度繰越分も含め、1世帯当たり10万円の給付金が給付世帯453世帯で4,530万円の支給となり、子供加算分、子供1人当たり5万円を、子ども93人に対し465万円支給しました。

次に、1行下の定額減税補足給付金、調整給付金は、3,236人に対し1億3909万円を支給しました。

次に、1行下の住民税非課税世帯への給付金、重点支援交付金活用事業は、1世帯当たり3万円の給付金を給付世帯3,177世帯で9,531万円の支給で、子供加算分、子供1人当たり2万円を、子ども257人に対し514万円を支給しました。なお、翌年度繰越額1890万8000円は、さきの令和7年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした住民税非課税世帯への給付金事業分であります。

次に、24節積立金は、地域福祉基金の利子分を積み立てたもので、令和6年度末の基金残高は7239万7734円であります。

次に、決算に関する説明書は44ページ、事項別明細書は25ページをお開きください。

2目心身障がい者福祉費は、障がい福祉サービス等事務1人の会計年度任用職員の人件費、障害者福祉サービスに係る委託料及び扶助費が主なものであり、12節委託料7件のうち、5行目の相談支援事業及び2行下の地域活動支援センター事業は、長島町と共同で社会福祉法人に相談業務等委託し、障害者福祉サービス等の利用支援や機能訓練及び社会適応訓練等を行うものです。なお、地域活動支援センター事業の1行下の手話奉仕員養成講座業務と、18節負担金、補助及び交付金のうち、6行目のその他研修は手話奉仕員養成研修事業であり、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実①にも記載しているところです。

次に、決算に関する説明書の45ページの19節扶助費の26件は、主要事業の成果説明書で御説明しました障がい者自立支援介護給付事業や地域生活支援事業の各事業であり、内容は主要事業の成果説明書に記載のとおりです。

次に、21節補償、補填及び賠償金は、長島町と共同設置している障害者相談支援事業の委託先に対する補償金であり、本市において、本来、委託料の額に消費税相当額を加算しておくべきものを加算していなかったことから、委託先の申告納税に係る消費税及び延滞税等について市が負担したものであります。なお、補償金の472万8800円のうち、長島町の負担分158万9400円は歳入で収入済みであります。

次に、22節償還金、利子及び割引料は、令和5年度分の自立支援給付費国庫負担金及び障害児入所給付費国庫負担金等の精算返納金が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は46ページから47ページにかけて、事項別明細書は26ペー

ジになります。

2項1目児童福祉総務費は、児童・母子等福祉サービス事務1人及び家庭相談員2人の会計年度任用職員の人件費と、18節負担金、補助及び交付金は、子ども第三の居場所づくり事業ほか5件と、19節扶助費の児童扶養手当ほか3件が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金のうち4行目と6行目の子ども第三の居場所づくり事業は、公益財団法人B&G財団子ども第三の居場所事業を活用して、子どもたちが安心して過ごせる環境を整備し、自己肯定感、人や社会と関わる力、生活習慣、学習習慣など将来の自立に向けて生き抜く力を育むための居場所を確保するため事業を実施する学校法人に対して補助を行ったものです。施設は、令和7年2月から開設し、令和7年3月末時点で定員20名に対し7名の利用となっています。

次に、1行下の子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金は、満18歳までの子どものいる全ての子育て世帯への市独自の経済支援として、子ども1人当たり3万円を給付したもので、前年度繰越分を含め、給付世帯1,251世帯、子ども2,362人に給付しました。なお、翌年度繰越額302万8000円は、さきの令和7年第2回定例会において報告いたしました繰越明許費繰越計算書により、翌年度に繰り越して実施することとした子育て世帯価格高騰生活支援特別給付金事業分であります。

次に、19節扶助費4件のうち自立支援教育訓練給付事業は、申請があった高等職業訓練促進給付金を3人に給付しました。

児童扶養手当は、ひとり親家庭の母または父等に支給するものであり、延べ2,246人に支給しました。また、ひとり親家庭医療費助成事業は延べ4,200人に、子ども医療費助成事業については延べ2万6760人にそれぞれ助成いたしました。

次に、決算に関する説明書は48ページ、2目児童措置費の19節扶助費は、児童手当の支給であり、延べ児童数は2万989人で、対前年度比1,017人の増となりましたが、増の理由としまして、令和6年10月の制度改正により新たに支給対象が高校生年代まで拡充したことや、所得制限の撤廃などが挙げられます。

次に、3目保育所費は、みなみ保育園の職員と会計年度任用職員のフルタイム保育士、短時間保育士、看護師、調理師の人件費及び施設管理費等が主なものであり、12節委託料は、保育園の一般廃棄物収集業務ほか9件になります。

次に、決算に関する説明書は48ページの1番下、事項別明細書は27ページになります。

4目児童館費は、市内に9か所ある放課後児童クラブの運営委託料が主なものであり、決算に関する説明書の49ページの14節工事請負費、脇本児童クラブトイレ改修は、これまで施設内にある2か所のトイレのうち1か所のみ使用してきましたが、利用者の増加に伴い、これまで使用してこなかったもう1か所の改修工事を行ったもので、幼児用の和式便器を児童用の洋式便器に取り替え、児童用洋式便器4基を設置しました。

次に、5目保育施設運営費は、市内や市外に入所している保育所等の運営に係る経費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金のうち保育対策等促進事業は、各保育園で実施している延長保育事業等の実績に応じて補助を行い、保護者の就労支援と保育サービスの充実に努めているところです。また、保育所等業務効率化推進事業は、保育所等において保育業務に従事する保育士等の負担軽減を図るため、計画記録等の業務の

ICT化のためのシステム導入等について補助を行ったものです。

次に、保育所等給食支援事業は、物価が高騰する中、保育所等における給食について、栄養バランスや量を保った従前どおりの給食等が提供できるよう、保育所等に対して必要な経費について補助を行ったものです。

次に、19節扶助費は、市内の私立保育園と認定こども園の7か所、さらに、市外の保育園等の延べ児童数5,521人分に係る保育所等の運営費になります。

次に、決算に関する説明書は49ページから50ページにかけて、事項別明細書は28ページになります。

第3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活保護レセプト点検事務会計年度任用職員1人の報酬及び生活保護嘱託医2人のほか、生活困窮世帯の子どもに対する学習支援事業に係る謝金と、主要事業の成果説明の中で御説明しました社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立相談支援事業が主なものです。

なお、子どもの学習支援事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の25ページの地域福祉の充実②にも記載しているところです。

2目扶助費は、生活保護受給者に対する扶助費であり、令和6年度の扶助費合計額は約2億4469万円で、前年度と比較して3,519万円ほど減となっています。

令和6年度末現在の保護世帯は116世帯、137人で、前年度と比較して、世帯数は1世帯多く、人員は5人の減となっています。また、医療扶助、介護扶助とも前年度と比較して減少していますが、生活保護世帯の高齢世帯は依然として多いため、今後さらに高齢化が進むことで、医療扶助及び介護扶助の増加が予想されます。このため、今後は、被保護者各人の健康状態に応じ、健康の増進及び管理意識の向上を図るための指導助言を行う、健康管理支援事業の充実が重要となってくると考えます。

次の第4項災害救助費1目災害救助費の扶助費は、令和6年度は市単独分の見舞金が1件あったところです。

以上で歳出を終わり、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金の児童福祉費負担金の主なものは、保育所運営費であり、他市からみなみ保育園を利用する保護者から納入される保育料、収入未済額はありません。なお、保育所運営費同級他市町村負担金は、みなみ保育園に他の市町村から入所している利用者に係る他の市町村の負担金になります。

次に、決算に関する説明書は13ページ、事項別明細書は5ページから6ページになります。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業に係る国庫負担金であり、基準額の2分の1を国が負担するものであります。

次に、児童福祉費負担金は、保育所等運営費等の各事業において、3分の1から2分の1の国庫負担金であり、次の児童手当給付費負担金は約3分の2、次の生活保護費負担金は4分の3の国庫負担金であります。

次に、決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は6ページになります。

2項2目民生費国庫補助金のうち社会福祉費補助金は、障害者福祉サービスに係る地域生活支援事業費の基準額の2分の1以内の補助金が主なものであります。

次の児童福祉費補助金は、子ども子育て支援交付金等の各事業の補助率に応じた国からの補助金であります。

次に、決算に関する説明書は16ページ、事項別明細書は7ページになります。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金のうち社会福祉費負担金は、主に障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業に係る県負担金であり、基準額の4分の1を県が負担するものであります。

次の児童福祉費負担金のうち保育所運営費は、私立保育園の保育所運営費に充てるもので、県の負担は事業費の4分の1であり、次の児童手当給付費負担金は事業費の約6分の1の県負担金であります。

次の生活保護費負担金は、居住地のない入院患者等の医療費等に係る県費負担金になります。

次に、決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は7ページになります。

2項2目民生費県補助金のうち社会福祉費補助金は、重度心身障害者医療費助成事業や障害者福祉サービスに係る地域生活支援事業等にそれぞれ2分の1から4分の1の県の補助金であります。

次の児童福祉費補助金は、子ども・子育て支援交付金等の各事業において、3分の1から2分の1の県補助金であります。

次に、決算に関する説明書は22ページになります。

第16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、地域福祉基金が福祉課所管分であります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

雑入の収入未済額の230万101円のうち福祉課所管分は、201万1495円であり、これは生活保護法返還金及び徴収金のうち、令和6年度に返還が終了しなかったもので、滞納繰越処分を行い、対象者は17件であります。

次に、決算に関する説明書は27ページになります。

第20款諸収入5項4目雑入のうち福祉課所管分の団体支出金は、国保連合会障害児給付費交付金であり、これは児童発達支援事業に係る給付費として国保連合会から交付されるものであり、心身障害者福祉費における子ども発達支援センターこじか運営事業などに充当しております。

最後に、雑入は、相談支援事業他団体負担金のほか、記載の過年度分の負担金や返納金等が主なものであります。

なお、雑入の9行目、生活保護法返還金及び徴収金は、生活保護受給者の収入未申告等による返還金等であります。

また、15行目B&G財団子ども第三の居場所助成金は、歳出で御説明しました子ども第三の居場所づくり事業に係る施設整備と運営費に充当しております。

以上で福祉課所管の説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

皆さん、委員の皆様方にですが、質疑はございますよね。ありますね。

〔挙手する者あり〕

それではこの際、暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時15分～午前11時25分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

成果説明書の19ページ、障がい児通所支援事業についての事業実施状況での、ここの支援事業で11事業所とか、相談で9事業所、この事業所は、これは阿久根市内ではなくていろんな県内にかかっている事業所って考えてるんですか。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃるとおりです。出水市等も含まれてます。

渡辺久治委員

具体的にどんな支援があるかというのは気になるんですけど、例えば、そこのここに書いてあるこのほかに、そこに行く通所の費用とか、そういうのも含まれるんですかね、交通費とか。

尻無濱福祉課長

送迎等は各事業所が行ったりするんですけど、それに対する別途負担はないところで

す。

渡辺久治委員

例えば、これ鹿児島市内に行ったりするのもありますか。

尻無濱福祉課長

ほぼほぼですね、出水地区なんですけれども、その鹿児島市内の、例えば施設に入られてる方とか、そういう方であれば、その鹿児島市内の事業所に通所で通われているという例はあります。

渡辺久治委員

例えば、私は鹿児島市内の耳が聞こえないところに通ってるとかいう人もちょっと知ってるんですけども、そういうのはもう、そういう通所のそういう費用は全く出ないということですよ。

尻無濱福祉課長

そちらの費用については、補助等はありません。

〔渡辺久治委員「分かりました」と呼ぶ〕

川畑二美委員

成果説明の20ページですね。

子ども発達支援センターこじかの件なんですけど、前年度が22名で、7年の3月末で14人。これはなぜ、子供が減ったから人数が減ったんでしょうか。教えていただきたいと思います。

尻無濱福祉課長

こちらの減につきましては、利用をされている児童の方が卒園されて、それで減になったところですよ。

川畑二美委員

これで見るとは、長島が7名が1人になり、阿久根が36名が10名で、ほとんどの方が相談支援では36名で、発達支援の事業は10名しか利用されていないんですけど、36名の方々が相談されて、実際的には入られた方10人ということで、結構相談はいっぱいある中で、10人しか利用されなかったってということになるんでしょうか。

尻無濱福祉課長

こちらの相談支援事業につきましては、ほかの施設の事業所にもサービスを受けてる方とかいらっちゃって、このこじかだけではなくて、全体の相談支援を実施してて、計画相談だったり、支援に関するどういったサービスを受けていけばいいのかっていうのを相談するという内容になります。この1番目の児童発達支援事業の登録児童数14人ってところが、実際にこじかに通所されている児童数ということになります。

白石純一委員

成果説明書の22ページ。

3款1項2目車椅子を貸し出す件数が実績1件ということなんですけど、障害者の方で日常で車椅子を利用されている方は市内で何名ぐらいいらっしゃるか把握はされていますでしょうか。

尻無濱福祉課長

車椅子を利用されてる方がどのぐらいいるかというのは把握はしていません。ただ、各種手帳の所持者数ということで、身体障害者手帳のほうをお持ちの方は、1,197人いらっしゃいます。

白石純一委員

身体障害者などの中でも肢体、足、下半身が不自由な方が、主に車椅子を使われていると思うんですけども、そうした方々を把握していればそういう方々に直接、この利用を呼びかけることができると思うんですけど、そうした、きめ細かい、どういふか、何人ぐらい車椅子を利用されているかは把握する必要はないというのが市の考えなんですかね。

尻無濱福祉課長

こちらのよか活動支援事業につきましては、車椅子を利用されている障害者の方だけではなくて、ほかの障害をお持ちの方も含めて、障害者等が余暇活動に取り組んでいただいて、生活圏の拡大だったり社会参加の促進を図っていただきたいということで実施をしております。

白石純一委員

今すいません。ちょっと、理解をできなかつたんですけど、障害者以外で。

尻無濱福祉課長

障害者手帳をお持ちの方、全体的に対象としております。なので、車椅子を利用されている障害者の方だけというわけではないということです。

白石純一委員

せっかくこうした利用価値の高いものをお持ちでありながらですね、利用、貸出しが進んでいない。これは、例えば障害者手帳をお持ちでない、あるいは高齢者の介護が必要な方等には貸出しはされないでしょうか。

尻無濱福祉課長

委員のおっしゃられるように、なかなか利用者が少ないというところで、対象者をこの障害者手帳所持者ということで限定しているということも要因にはあるんだなとは思っているんですけども、対象者の利用拡大について、今後、関係機関等と協議して検討していければと考えてます。

木下孝行委員

確認のために聞きたいんですけど、3款民生費の資料。

濱田洋一委員長

資料は。

木下孝行委員

決算に関する説明書の49ページ。3款民生費3目生活保護費の扶助費に関して、不用額は7,900万円ほど出てるということで、どこの部分ほどの程度の内容で不用額になったのか、ちょっと説明を、もう1回お願いします。

尻無濱福祉課長

決算に関する説明書の50ページを見ていただいたほうがいいのかなと思うんですけども、生活扶助費と医療扶助といったところが執行残で上がってるかと思えます。

こちらのほうが、その方の被保護者の方、生活保護受給者の方の人員の減少だったり、あと生活扶助費のほうが減少してるんですけども、そちらのほうは、子育て世帯の方が転出されたりとか、また、高齢世帯の方が亡くなられて廃止されたりとか、そういったところで減になってるのではないかなというふうに考えます。また、入院、施設入所によっても、最低生活費の減少などがあります。

木下孝行委員

対象者が減ったというのが主な要因ということで、えらい額が大きかったもんだから、それが理由ということでもいいですね。

〔尻無濱福祉課長「はい」と呼ぶ〕

はい、いいです。

白石純一委員

すいません。

先ほどの件で聞き忘れたことがございまして、成果説明書の22ページ。3款1項2目、アウトドアアクティビティ用電動車椅子ですけども、これは海岸等でも使えるのでしょうか。海岸、砂浜等でも使えるのでしょうか。

尻無濱福祉課長

砂場はちょっと、ぬれたりするのはあまり適当ではないかなと思います。ただ、芝生だったりそういったところはできますので、例えば番所丘公園だったりとか、そういうところでは使用可能かなと思います。

白石純一委員

電動ということは水に弱いのかもしれませんけれども、スポーツ入門用、これは電動ではありませんので、塩水とかの注意を、洗浄をしっかりすれば使えるのではないかなと思います。というのが、出水市の方ですね、よく車椅子の方々を海辺、海に海水浴等にお連れしている団体の方があられますので、そうした、やはりより活動範囲を広げるためには、特に阿久根は海がございまして、阿久根大島も含めてですね、そうしたあたりにも、行政のほうから提案をしてお連れするというようなことも一つの方法ではないかなと思いますので、御検討をお願いします。

続いて、次の質問です。

濱田洋一委員長

白石委員、ただいまの発言は御意見・御要望ということでよろしいですかね。

白石純一委員

はい。

次の項目ですけれども、同じ成果説明書の29ページ、保育施設運営費のところ、阿光保育園が延べ児童数583に対して6,900万円余り、その2行下、みどりが丘保育園487名で、8,900万円余り。この、人数とその措置費が逆転してるんですが、それはどういう理由でこうなるんでしょうか。

尻無濱福祉課長

こちらにつきましては、児童の対象年齢とかも構成が変わってきますので、0歳児が多いところだったり、3歳児が多かったりとか、園によって年齢が異なりますので、そちらの関係ではないかなと思います。

白石純一委員

了解しました。

次の項目です。

同じ成果説明書の30ページ。事業の成果下から二つ目の箱のところ、フードバンク・フードドライブとございます。このフードバンク・フードドライブについて具体的にどのような事業か、フードバンクについては困窮者の方に対して社協から食品等を提供されるということだと私は理解していますが、フードドライブについてはですね、こういった事業されてるのか教えていただけませんか。

尻無濱福祉課長

フードバンクにつきましては、企業や農家から寄附された食品になります。フードドライブは、一般家庭で余った食品が寄附されて、社協のほうで必要に応じて配布をされてるということになります。

白石純一委員

フードバンク・フードドライブ共に当市で食品を募集されているというふうに理解し

ますが、あまり見ないんですが、それはどのような形で募集されてるんですか。

尻無濱福祉課長

フードバンクにつきましては、たしかフードバンク鹿児島というものがあまして、そこと社協が連携をして、提供を受けてるかと思えます。フードドライブにつきましては、ちょっとこちらでも把握しておりませんが、個人の一般家庭から余ったものを頂くということですので、ちょっと把握はしておりません。

白石純一委員

あとでも結構ですので、教えていただけますでしょうか。

濱田洋一委員長

ただいまの発言につきましてはフードドライブについて、どういった経緯、どういった流れであるかというのを、教えてほしいということですか。内容についてですか。委員会の中で、後ほどということでもよろしいですか。

白石純一委員

はい。可能でしたらお願いします。

濱田洋一委員長

課長よろしいですか。

〔尻無濱福祉課長「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、ないようですので、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、こども保健課入室〕

次に、認定第1号中、こども保健課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

寺地こども保健課長

それでは、認定第1号中、こども保健課の所管する事項について説明します。

初めに、主要事業の成果説明書について説明します。

成果説明書の31ページを御覧ください。

出生祝い商品券支給事業については、次世代を担う子供の出生を祝福し、その健やかな成長を願うとともに、出生祝い商品券を支給することにより、育児への経済的支援を行い、児童福祉の向上に資すること、また、阿久根商工会議所が発行する共通商品券を活用して、市内店舗での育児用品などの購入を促進することにより、市内商店の活性化に資することを目的に実施したものであります。事業実施状況、事業の成果、現状と課題については記載のとおりであります。今後も訪問による商品券手渡しにより産婦や乳児の状況を確認するなど、本事業を継続して実施することとしております。

成果説明書の32ページを御覧ください。

母子保健一般事務については、母子保健法の規定に基づき、妊娠、出産、子育て等について適切な指導と援助を行い、また、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することで、妊産婦及び乳幼児の健康の保持増進を図ること、あ

わせて、不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、不妊に悩む夫婦の精神的・経済的不安の軽減を図ることを目的に実施したものであります。

事業実施状況、事業の成果、現状と課題については記載のとおりであります。子育て支援コンシェルジュ事業については、まちづくりビジョンの取組状況の20ページに記載しておりますが、本事業の利用者にアンケートを行い、満足度を集計したところ、90%の目標値に対し、実績値は98%であり、A判定としたところです。

成果説明書の33ページを御覧ください。

保健予防一般事務については、休日、夜間の急病患者に対する受入れ先病院の確保及び休日、夜間における入院手術を必要とする重症急病患者の医療体制を確保するため、出水市、長島町及び公益社団法人出水郡医師会とともに必要な措置を講じ、本市住民だけでなく、出水地区住民の生命や地域医療を守ることを目的に実施したものであります。事業実施状況、事業の成果、現状と課題については記載のとおりであります。今後についても、地域住民の命を守るため、また救急医療体制の継続のためにも公益社団法人出水郡医師会との連携を強化し、関係市町と共同で取り組んでいきます。

成果説明書の34ページを御覧ください。

がん対策事業については、市民の健康阻害の大きな要因となっていることから、予防啓発や早期発見、早期治療を促し、市民の健康寿命を延伸させることを目的に実施したものであります。事業実施状況、事業の成果、現状と課題は記載のとおり、各種がん検診の状況は35ページに記載のとおりであります。がん検診受診率は県平均よりは高いものの、受診率は5%から25%と低い水準にあることを踏まえ、制度の趣旨や受診方法を分かりやすく周知する方法や、受診しやすい体制についてさらに検討改善していく必要があります。

なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況の18ページに記載のとおり、受診者数1万人を目標としていましたが、9,102人の受診実績であったことからB判定としたところです。

成果説明書の36ページを御覧ください。

予防接種事業については、予防接種法の規定に基づき、予防接種を実施することで、感染の恐れがある疾病の発生、蔓延及び重症化を予防することを目的に実施したものであります。事業実施状況、事業の成果、現状と課題は記載のとおり、過去3か年における予防接種の実施状況は37ページに記載のとおりであります。

次に、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、その主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は47ページから48ページにかけて、事項別明細書は26ページになります。

第3款民生費2項1目児童福祉総務費のうち、こども保健課所管分の主な事項は、出産した母親に対し、出生祝い商品券を7節報償費で支払い、妊娠届または出生届に基づき、18節負担金、補助及び交付金で交付金を支払ったものであります。

次に、決算に関する説明書は49ページ、事項別明細書は27ページになります。

2項5目保育施設運営費のうち、こども保健課所管分は、12節委託料であり、地域子

育て支援センターを運営している事業者に対し、委託料を支払ったものであります。

次に、決算に関する説明書は50ページから51ページにかけて、事項別明細書は28ページから29ページにかけてとなります。

第4款衛生費1項1目保健衛生総務費のうち1節報酬から4節共済費は、職員及び会計年度任用職員に関する人件費が主なものであります。

12節委託料は、備考欄に記載の7件であり、医療機関などへの委託料が主なものであります。

18節負担金、補助及び交付金は、備考欄に記載の8件であります。不妊治療助成事業の補助実績は18件であり、2組の夫婦において出産に至ったところです。

2目健康増進費の主なものは、12節委託料であり、県民総合保健センターや鹿児島県厚生農業協同組合連合会に委託し、実施したがん検診業務など、備考欄に記載の4件の委託料であります。

決算に関する説明書は52ページになります。

3目予防費の主なものは、12節委託料であり、出水郡医師会や県医師会に委託し実施した乳幼児や高齢者などに対する予防接種など、備考欄に記載の4件の委託料であります。

決算に関する説明書は53ページ、事項別明細書は30ページになります。

6目保健センター管理費は、施設の維持管理に要する費用であり、12節委託料は、備考欄に記載の10件の委託料が主なものであります。

また、14節工事請負費は、建築から40年以上が経過した保健センターの外壁等改修工事に要した費用であります。

以上で歳出の説明を終わり、歳入について御説明いたします。

なお、歳入については、決算に関する説明書のみで説明いたします。

説明書の10ページを御覧ください。

第12款分担金及び負担金2項4目衛生費負担金は、未熟児養育医療に関わる保護者負担金であります。

第13款使用料及び手数料1項3目衛生使用料のうち、こども保健課所管分は、保健センター土地占用料であり、保健センターの敷地内にある九州電力株式会社の電柱1本及び自動販売機1台分の占用料であります。

14ページを御覧ください。

第14款国庫支出金1項3目衛生費国庫負担金は、養育医療費に対する国庫負担金が主なものであります。

15ページを御覧ください。

2項2目民生費国庫補助金のうち、こども保健課所管分は、子ども・子育て支援交付金などに対する国の補助金であります。

3目衛生費国庫補助金のうち、こども保健課所管分は、産後ケア事業などに関する国の補助金、母子保健衛生費が主なものであります。

17ページを御覧ください。

第15款県支出金1項3目衛生費県負担金は、未熟児養育医療に関わる県の負担分であ

ります。

2項2目民生費県補助金のうち、こども保健課所管分のものは、子ども・子育て支援交付金などに対する県の補助金などであります。

3目衛生費県補助金のうち、こども保健課所管分の主なものは、健康増進支援事業費であり、健康診査等に関わる県の補助金であります。

20ページを御覧ください。

3項3目衛生費委託金のうち、こども保健課所管分は、医師法関係等の免許交付などに関わる市町村権限移譲交付金であります。

27ページを御覧ください。

第20款諸収入5項4目雑入のうち、こども保健課所管分は、団体支出金と雑入であり、新型コロナウイルス定期接種ワクチン確保事業助成金などのほか、がん検診費用徴収金などほか6件であります。

以上で、認定第1号についての説明を終わりますが、どうぞよろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、こども保健課所管の事項の審査を一時中止します。

〔こども保健課退室〕

〔発言する者あり〕

それでは暫時休憩します。

(休憩 午前11時55分～午前11時58分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際暫時休憩いたします。

(休憩 午前11時58分～午後1時1分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

この際、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を行います。

〔福祉課入室〕

ここで、福祉課長から発言の申出がありますので、許可します。

尻無濱福祉課長

フードドライブの令和6年度の実績につきましては、委託先に確認をしましたところ、令和6年度は10件ないくらいとのことでした。周知・広報等については特に行っており

ませんので、本当に一般家庭からの自主的な提供ということになります。現在のところ、フードバンクのほうではほぼ賄えている状態ということのようでした。

濱田洋一委員長

白石委員、よろしかったでしょうか。

〔白石純一委員「はい」と呼ぶ〕

それでは、認定第1号中、福祉課所管の事項の審査を一時中止します。

〔福祉課退室、介護長寿課入室〕

次に、認定第1号中、介護長寿課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

尾上介護長寿課長

認定第1号中、介護長寿課の所管する事項について御説明申し上げます。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

成果説明書の38ページをお願いします。

高齢者等福祉タクシー利用助成事業は、運転免許を持たず、市税等を滞納していない75歳以上の高齢者などを対象に、通院や買物時に利用するタクシー料金の一部を助成し、高齢者の外出を支援するものであります。本事業は、令和2年4月から対象地区を市内全域に拡大しており、令和5年度からは課税世帯に属する方々まで対象要件を緩和することとなったところがございます。事業の成果といたしましては、高齢者等の経済的負担の軽減を図り、外出機会の創出や自立した生活の推進に寄与していると考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和6年度の事業評価はA評価となっております。

次に、39ページをお願いします。

長寿祝金支給事業は、高齢者の長寿を祝福するとともに敬老の意を表し、9月1日までに80歳を迎えられた方には5,000円、88歳を迎えられた方には1万円、100歳到達者には誕生日を基準に5万円をそれぞれお送りいたしました。令和6年度に長寿祝金をお渡しした方の総数は459人でした。

次に、41ページをお願いします。

「食」の自立支援事業（調理）は、ひとり暮らしや虚弱な高齢者世帯等に弁当の配食サービスを実施することにより、食生活の改善、健康保持を図り、同時に見守り活動、安否確認を行っているものです。調理費用は一般会計の老人福祉費から、配食費用は介護保険特別会計の地域支援事業費から支出しております。1食当たりの委託料については、配食費用が281円、調理費用は340円でありましたが、米価格の高騰を受け、11月から360円に変更いたしました。なお、利用者負担金は370円となっております。事業の成果としては、調理や買物が困難な高齢者等の食生活における栄養改善、利用者の健康維持が図られるとともに、安否の確認を行うことで、在宅での安全な生活の継続につながっていると考えております。

次に、42ページをお願いします。

老人保護措置事業は、老人福祉法に基づき、環境上・経済的理由などにより、居宅で

の養護または介護が困難な方を養護老人ホームへ入所措置するものであります。関係機関等と連携し、虚弱な高齢者等の安定した生活環境の確保を図るため、今後も適切な手続による入所措置に努めていく必要があると考えております。

次に、43ページをお願いします。

在宅寝たきり者介護手当支給事業は、65歳以上の高齢者で要介護3以上と認定された方または要介護2以上で重度の認知症と認定された方を在宅で6か月以上継続して介護している方に対し、年額7万2000円を支給するものであります。事業の成果としては、在宅で寝たきり等の高齢者と介護者の経済的支援が図られ、高齢者等が住みなれた我が家で生活を継続する一助となっていると考えております。

以上で、主要事業の成果説明書に基づく説明を終わり、次に決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は45ページ、事項別明細書は25ページをお願いします。

第3款民生費1項3目老人福祉費は、高齢者福祉サービスに係る委託料、扶助費、介護保険特別会計への繰出金が主なものであります。

7節報償費のうち在宅高齢者福祉アドバイザー事業謝金は、地域において寝たきりやひとり暮らしの高齢者等の見守りや声かけ、相談に応じるなど、活動を担っていただくアドバイザーに対する謝金であります。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和6年度の事業評価はB評価となっております。

決算に関する説明書は46ページになります。

委託料のうち共助の基盤づくり事業は、見守りが必要な高齢者や支援を必要とする人など、情報を集約し、個人と地域とのつながりを確保する取組を通じて、地域住民相互の支え合いによる共助の基盤を構築することを目的とし、阿久根市社会福祉協議会に委託し、生活支援に関するニーズの把握や緊急通報体制に関する情報の更新、地域支え合いマップ作りの更新作業等を行っております。

次に、18節負担金、補助及び交付金のうち後期高齢者人間ドック助成事業は、後期高齢者医療保険加入者を対象に、1日人間ドックの助成を行う事業であり、令和6年度は59人の利用がありました。

27節繰出金は、介護保険特別会計への繰出金であり、前年度に比較してマイナス551万8521円、1.07%の減となりました。

決算に関する説明書は54ページ、事項別明細書は31ページをお願いします。

第5款労働費2項1目労働諸費18節負担金、補助及び交付金のうち高年齢者労働能力活用事業は、高年齢者の生きがいづくりと能力を生かした活力ある地域社会づくりに資するため、阿久根市シルバー人材センターが行う高年齢者の就労機会の確保と提供、及び能力開発に取り組む事業に対する補助であります。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお願いします。

第12款分担金及び負担金2項1目民生費負担金1節社会福祉費負担金は、養護老人ホ

ーム入所者の本人及び扶養義務者の負担金であります。

決算に関する説明書は14ページ、事項別明細書は6ページをお願いします。

第14款国庫支出金1項2目民生費国庫負担金7節低所得者保険料軽減負担金は、第1段階から第3段階までの介護保険料の軽減分に係る国の負担分であります。

決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は7ページをお願いします。

第15款県支出金1項2目民生費県負担金8節低所得者保険料軽減負担金は、同じく介護保険料の軽減分に係る県の負担分であります。

2項2目民生費県補助金1節社会福祉費補助金のうち介護長寿課所管分は、決算に関する説明書備考欄に記載の老人クラブ育成事業費ほか2事業に対する県補助金であります。

決算に関する説明書は24ページ、事項別明細書は11ページをお願いします。

第18款繰入金2項3目介護保険特別会計繰入金は、令和5年度分の一般会計から繰り出した介護給付費等の精算に伴う介護保険特別会計からの精算返納金であります。

決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は12ページをお願いします。

第20款諸収入5項4目雑入のうち介護長寿課所管分は、後期高齢者人間ドック助成事業に係る後期高齢者医療広域連合の長寿健康推進事業調整交付金が主なものであります。

決算に関する説明書は30ページをお願いします。

第21款市債1項2目民生債2節老人福祉債は、「食」の自立支援事業に係るものであります。

以上で認定第1号についての説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

成果説明書の45ページ。

2款保険給付費、ちょっと教えてもらいたいですけども。財源の内訳でその他、ありますけれども、これが。

濱田洋一委員長

今ですね、認定第1号ですので、これは次の認定第4号の介護保険特別会計事業勘定ですので、そこでまたお願いします。よろしいですか。

〔渡辺久治委員「はい」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

川畑二美委員

成果説明の38ページなんですけど。

高齢者など福祉タクシーのことで、ちょっとお尋ねしたかったんですけど、利用券を48枚もらって利用されなかった方々は、その場合は枚数を返して、その金額というのはどのぐらい利用されなかったか、もし分かりましたら教えていただきたいと思ひまして。

尾上介護長寿課長

使用されなかった分の券につきましては、7月から6月分までの利用券の有効期間が過ぎますので、その期間までに使用できなかったものについては、もう次の年度には使えないというような状況になります。現在というか、令和6年度の使用率が大体45%前後で過ぎますので、残りの分が使用されなかった分というような考え方になろうかと思えます。

川畑二美委員

45%しか利用なくて、あとの55%の方々は返されるわけですか。それとも、その利用されなかった55%の分を、もっと欲しいという方にやるっていうことは考えられないでしょうか。

濱田洋一委員長

川畑委員、これまでは一般質問等でも質問されてるかと思いますが、このことについては一般質問等でお聞きになられたことだというふうに思いますので、御了解いただいでよろしいですか。

〔川畑二美委員「分かりました」と呼ぶ〕

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号の審査を一時中止します。

次に、認定第4号を議題としますので、委員の皆様方におかれましては、第4号介護保険特別会計を開いてください。

◎ 認定第4号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（介護保険特別会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第4号を議題とします。

所管課の説明を求めます。

尾上介護長寿課長

それでは、認定第4号について御説明申し上げます。

説明に先立ち、本市の高齢化率等について御報告いたします。

令和7年3月末時点の65歳以上の高齢者は7,866人で、高齢化率43.69%であります。また、介護保険の被保険者数等についてであります。令和7年3月末の第1号被保険者は7,814人、第1号被保険者に係る要介護認定者は1,621人であり、認定率は20.7%であります。

それでは、初めに主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

45ページから49ページにかけては、介護保険給付事業の実績を記載してあります。

事業勘定の詳細等については、この後、決算に関する説明書等により御説明いたしますが、保険給付費の各費目においては、45ページの事業実施状況欄に記載のとおり、令和6年度は主に、1行目左側になりますが、居宅介護サービス給付費、2行目の地域密着型介護サービス給付費が前年度より減少した一方で、3行目の施設介護サービス給付費、4行下がりまして、介護予防サービス給付費が増加しており、全体では、対前年度比で2300万5923円の増となりました。

次に、51ページをお願いします。

高齢者元気度アップ・ポイント事業は、65歳以上の高齢者の健康づくりやボランティア活動に対して、商品券に交換できるポイントを付与することにより、健康維持や介護予防、社会参加を促進することを目的としております。閉じこもりがちな高齢者の社会参加を促し、健康維持や介護予防にも資するもので、高齢者が社会活動に参加する動機づけの一助となっていると考えております。

なお、本事業につきましては、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和6年度の事業評価はD評価となっております。

次に、52ページをお願いします。

寝たきり高齢者紙おむつ給付事業は、常時紙おむつを必要とする65歳以上の要介護高齢者の紙おむつ等の購入に係る経費の助成を行うものであり、要介護高齢者の外出等のサポートや在宅での介護の負担軽減につながっていると考えております。

以上で、主要事業の成果書に基づく説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは、事業勘定の歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は19ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、会計年度任用職員等に係る人件費が主なものであります。

3項2目認定審査事務負担金は、北薩広域行政事務組合への共通経費分及び認定審査会事務事業に係る業務費分の負担金であります。

事項別明細書は20ページになります。

次に、第2款保険給付費の支出済額は前年度比0.79%の増であります。

1項介護サービス等諸費は、要介護の認定を受けた被保険者の方に対する居宅または施設でのサービス給付費であります。

1目居宅介護サービス給付費は、要介護の認定を受け、訪問介護や通所介護など、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、1万8235件の利用であります。

決算に関する説明書は22ページになります。

3目地域密着型介護サービス給付費は、小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム等で生活するサービスの給付費であり、2,674件の利用であります。

5目施設介護サービス給付費は、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院等における施設サービスの給付費であり、4,170件の利用であります。

9目居宅介護サービス計画給付費は、介護サービスを受けるための基本となるケアプラン作成料で、6,657件分であります。

決算に関する説明書は23ページ、事項別明細書は21ページになります。

2項介護予防サービス等諸費は、要支援と認定された被保険者の方に対するサービス給付費であります。

1目介護予防サービス給付費は、要支援の認定を受け、自宅でサービスを受けた際の給付費であり、3,158件の利用であります。

決算に関する説明書は24ページに移り、7目介護予防サービス計画給付費は、介護予

防ケアプランの作成に係る経費であり、2,379件の実績となっております。

事項別明細書は22ページにかけてとなりますが、4項高額介護サービス等費は、世帯ごとに居宅サービスや施設サービスでかかった利用料負担の1か月の合計額が、課税所得や市民税の課税状況等に応じて段階的に設けられた上限額を超えた場合に、超えた分に対して支給するもので、高額介護サービス費が6,349件、高額介護予防サービス費が36件の給付となりました。

決算に関する説明書は25ページになります。

7項特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税世帯の方が介護施設に入所された際の居住費、食費について、一定の限度額を超えた分について給付を行うもので、3,590件について給付しております。

決算に関する説明書は26ページになります。

次に、第5款地域支援事業費は、被保険者が要介護、要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的として自治体を実施する事業であります。

1項介護予防生活支援サービス事業費は、主に介護予防ケアマネジメントに基づき、訪問型サービスや通所型サービスを提供するための費用であります。

決算に関する説明書は27ページ、事項別明細書は23ページから24ページにかけてとなります。

3項包括的支援事業・任意事業費は、地域包括支援センターの実施する事業や、認知症サポーター養成事業、家族介護支援事業などに要する費用であります。

なお、認知症サポーター養成者数については、まちづくりビジョンの取組状況等の22ページに記載されており、令和6年度の事業評価はA評価となっております。

事項別明細書は24ページになります。

5目在宅医療介護連携推進事業費は、出水市及び長島町と共同で公益社団法人出水郡医師会に事務委託を行っているもので、出水地域在宅医療介護連携推進協議会を設置し、在宅医療と介護サービスの一体的な提供に向けて、連携体制づくりに取り組んでいるものであります。

6目生活支援体制整備事業費は、阿久根市社会福祉協議会に業務委託するなどして、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援サービスの担い手育成、サービスの開発等の事業を実施しているものであります。

決算に関する説明書は28ページ、事項別明細書は25ページになります。

7目認知症総合支援事業費は、認知症の方が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、地域の実情に応じて、認知症ケアの向上を図るための費用であります。

第6款基金積立金1項1目介護保険基金積立金は、基金利子分と繰越金の残額分を積み立てたものであり、令和6年度末の基金残高は、前年度末より4万6299円減の2億3821万678円であります。

決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は26ページになります。

第8款諸支出金1項2目償還金は、令和5年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う国・県への精算返納金であります。

3項1目他会計繰出金は、同じく令和5年度に係る介護保険給付費等の精算に伴う一般会計への精算返納金であり、2目介護サービス事業勘定繰出金は、地域包括支援センターの運営経費として繰り出したものであります。

次に、歳入について御説明いたします。

介護保険制度における各種介護サービス費用は、原則としてサービス利用者の負担分を除いた額の50%が公費で賄われ、残りの額を保険料として負担することとなっております。

それでは決算に関する説明書は17ページ、事項別明細書は15ページをお願いします。

第1款保険料1項1目第1号被保険者保険料については、収入率100.90%で、対前年度比で1295万438円、2.67%の増となりました。

次に、第3款国庫支出金1項1目介護給付費負担金は、居宅給付費が20%、施設等給付費が15%の負担割合による額であります。

2項1目調整交付金について、国の調整交付金割合は、保険給付費の原則5%分ですが、阿久根市は後期高齢者の加入割合や低所得者の割合が高いことなどから、令和6年度は10.59%の割合で交付されました。

決算に関する説明書は18ページ、事項別明細書は16ページになります。

第4款支払基金交付金1項1目介護給付費交付金は、保険給付費の27%分、2目地域支援事業支援交付金は、地域支援事業費の対象経費の27%分であります。

第5款県支出金1項1目介護給付費負担金は、居宅給付費が12.5%、施設等給付費が17.5%の負担割合による負担金であります。

3項1目及び2目の地域支援事業交付金は、介護予防日常生活支援総合事業及び包括的支援事業任意事業のそれぞれの対象経費の12.5%分と19.25%分の県補助金であります。

事項別明細書は17ページに入り、第7款繰入金1項一般会計繰入金の収入済額は、前年度比1.07%の減となりました。

決算に関する説明書は19ページに入り、5目低所得者保険料軽減繰入金は、介護保険料軽減措置の保険料減額分を国2分の1、県と市がそれぞれ4分の1ずつ負担したものであります。

以上で事業勘定を終わり、次に、介護サービス事業勘定について御説明いたします。

介護サービス事業勘定は、地域包括支援センターの業務に係る経費であり、要支援1及び2に認定された方のケアプラン作成に係る経費が主なものであります。

それでは歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は32ページ、事項別明細書は28ページになります。

第1款総務費1項1目一般管理費は、地域包括支援センターのケアマネージャー4人分の人件費が主なものであります。

第2款介護予防サービス事業費1項1目介護予防給付事業費は、ケアプラン作成業務と地域包括支援センター電算システムの保守点検業務に係る委託料であります。

次に、歳入について御説明申し上げます。

決算に関する説明書は31ページ、事項別明細書は27ページになります。

第1款介護サービス収入は、ケアプラン作成に係る収入であり、1項1目介護予防サ

ービス計画収入分が2,353件、2項1目介護予防ケアマネジメント費収入が604件分になります。

以上で、認定第4号についての説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

渡辺久治委員

成果説明書の45ページ。保険給付費のちょっと先ほど説明があったかもしれないんですけど、私ちょっと聞き漏らしたかもしれません。

財源内訳で12億なにがしがあるんです。これは保険料と考えればよろしいんですか。

尾上介護長寿課長

保険料につきましては、一般財源に位置づけられるところでございます。その他の分につきましては、市からの繰出金、そして支払基金からの保険料になります。

渡辺久治委員

保険料は一般財源のほうになるわけですね。

〔尾上介護長寿課長「はい」と呼ぶ〕

保険料の回収率というか、それは何%ぐらいですか。

新町税務課長

令和6年度の介護保険料の収入率につきましては98.80%になってきております。

渡辺久治委員

これは、保険料は年金からもありますから、その辺もあって、この2%ぐらいというのは、それ以外のところから、なかなか取れないということになるんですかね。

新町税務課長

介護保険料につきましては、年金の特別徴収と納付書で納入してもらった普通徴収という分があるんですけども、年金から引かれる分については100%ほどですね、実際には。普通徴収につきましては93.28%、現年度分についてはですね、そのようになっていますので、トータル的に言うと、全体でいうと98.74%っていう数字になって、令和6年度については、普通徴収が93.91%で、特別徴収と合わせて98.80%が令和6年度の収納率というふうになってきております。

濱田洋一委員長

ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第4号の審査を一時中止します。

〔介護長寿課退室、農政林務課入室〕

◎ 認定第1号 令和6年度阿久根市歳入歳出決算認定について（一般会計）

濱田洋一委員長

次に、認定第1号を議題とし、農政林務課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

大野農政林務課長

それでは、認定第1号中、農政林務課所管分の事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書の中から、主なものを御説明いたします。

主要事業成果説明書の57ページをお開きください。

57ページの鳥獣被害対策実践事業は、鳥獣による農林産物への被害防止を図るため、捕獲活動や侵入防止柵の設置等による対策を支援する事業です。令和6年度は、くくりわなや有害獣捕獲器の購入等による捕獲体制の強化や地域ぐるみでの金網柵等の設置、捕獲活動、ジビエ料理教室等への補助を行い、地域における捕獲と防護、ジビエ活用等の取組を一体的に支援したところです。

次に、59ページの機構集積協力金交付事業は、持続的な地域農業を目指して、地域で話し合い活動を行い、鹿児島県農地中間管理機構を通じて、地域担い手に農地を貸出し、農地集積を図ることで、集積割合や、実施面積などの要件に基づき、地域に対して交付金を交付する事業です。令和6年度は、脇本西部地区の豆類生産を中心とする畑地帯において話し合い活動を行い、集積された農地実績に基づき交付金が交付されたところです。

協力金の使い道については指定されておらず、農業に関連する取組であれば活用できることから、今後、地域の話合い活動に基づき、必要に応じて有効活用を図ることとしております。

次に、60ページの農業次世代人材投資事業は、新たに農業経営を開始した50歳未満の農業者に対し、経営が不安定な就農初期段階を支援するため、交付金を交付する事業です。なお、本事業は、令和4年度から事業内容を一部変更し、新規就農者育成総合対策事業として新たに実施されているところです。令和6年度は、本事業の継続実施の対象である4名を支援したところです。

次に、61ページの新規就農者育成総合対策事業は、先ほど御説明いたしました令和3年度まで実施されていた農業次世代人材投資事業の事業内容が変更され、令和4年度から実施されている事業で、49歳以下で新たに農業経営を開始する認定新規就農者に対し、経営発展のために必要な機械・施設等の導入に要する経費への補助や、経営開始金を交付する事業です。令和6年度は、新たに支援を開始した新規農業者はおりませんでした。本事業の継続実施の対象である5名を支援したところです。

また、少しページが進みますが、68ページに記載の壮年世代新規就農者支援事業は、国の事業要件に満たない壮年世代の新規就農者に対し、交付金を最長で2年間交付する事業です。令和6年度は、新たに支援を開始した壮年世代の新規就農者はおりませんでした。本事業の継続実施の対象である1名を支援したところです。

なお、この新規就農者及び壮年世代新規就農者の事業は、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されておりますが、この実績としましては、先ほど御説明いたしました新規就農者育成総合対策事業と壮年世代新規就農者支援事業での新たな支援者数を実績としているところです。農業分野における令和6年度の新規就農者はおらず、事業評価は全体でDとなっているところです。

次に、62ページに戻りまして、農作物鳥獣外防止施設整備事業は、農林産物への鳥獣被害防止のため、電気柵等を設置した農業者に対して、電気柵等の設置に要する経費に

対し2分の1以内で補助する事業です。令和6年度は、防護柵等の77件の設置に対して支援をしたところです。

次に、65ページの耕作放棄地解消対策事業は、耕作放棄地を活用し、農業生産活動を行う農業者に対して、耕作放棄地の解消に要する経費の一部を補助する事業です。令和6年度は約3.5ヘクタールの耕作放棄地を解消し、作付を行った認定農業者2名と1法人を支援したところです。

なお、本事業につきましても、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、目標値1.5ヘクタール以上の達成であったことから、事業評価はAとなったところです。

次に、66ページの産地づくり対策事業は、産地間競争が進む中で、県及び地域における産地づくり対策として、共同利用する機械等を導入しようとする生産組合等に対して、導入に要する経費に対し2分の1以内で補助する事業です。令和6年度は、柑橘生産組合1組合における選定した枝等を処理する樹木粉碎機1台の導入を支援したところです。

次に、67ページの活動火山周辺地域防災営農対策事業は、桜島など活動火山の降灰による農作物への被害を防止するため、農作物洗浄用機械等を導入しようとする生産組合等に対して、導入に要する経費に対し65%以内で補助する事業です。令和6年度は、豆類の生産を中心とする園芸組合1組合におけるハウス被覆資材の更新を支援したところです。

次に、71ページの食のまち阿久根魅力発信事業は、市内飲食店16店舗の参加による「華の牛肉祭りAKUNE」を2月1日から3月2日までの約1か月間開催し、華鶴和牛のPRと一定の集客により、畜産農家をはじめ、飲食店、観光業の支援につなげたところです。

次に、73ページの県営農業競争力強化基盤整備事業（中山間地域型）阿久根南部地区は、鶴川内、赤瀬川、西目、山下地区などの中山間地域を対象に、地域農業の生産性の向上と農村環境改善を図ることを目的に実施する事業です。令和6年度は、令和5年度からの繰越事業分である波留地区の用排水路の整備工事等を実施し、令和6年度分としては、山下地区の用排水路整備や、田代地区の暗渠排水工事、梶地区の農道、浦・馬見塚地区の集落道の設計業務や用地補償等を実施したところです。

次に、74ページの農村地域防災減災（農村災害）事業（阿久根北部地区）は、脇本・多田地区をはじめとする阿久根北部地域において、豪雨や台風等による農地農業施設災害から地域を守るため、緊急性の高い農業施設等の整備を図ることを目的に実施する事業です。令和6年度は、令和5年度からの繰越事業分である大下地区の中面ため池や八郷地区の排水路の改修工事等を実施したところです。

次に、75ページの農業水資源開発事業は、農業用水が不足している地域において、新たな水源を確保することで、生産活動の安定を図ることを目的に、地下水の探査、深井戸の試掘工事等を支援する事業です。令和6年度は、農業用水の確保に苦慮している果樹生産地帯の桐野地区において、令和5年度に実施した地下水の探査、試掘位置の調査結果を基に、深井戸の試掘工事を実施したところです。

次に、76ページの農村地域防災減災事業農業用河川工作物等応急対策事業、仲仁田地

区は2級河川大川に占用している、現在機能していない仲仁田頭首工が洪水時に流下能力を阻害していたことから、撤去工事を行い、治水機能の向上と河川環境の向上を図ることを目的に実施した事業です。

次に、77ページのかごしまの農業未来創造支援事業（農業農村整備対策）筒田地区は、農業用水が不足している地域において、新たな水源を確保することで、生産活動の安定を図ることを目的に、給水ポンプ施設等の整備を支援する事業です。令和6年度は、令和5年度からの繰越事業分として、農業用水の確保に苦慮していた果樹生産地帯の筒田地区において、給水ポンプ設備の設置工事を実施したところです。先ほど御説明いたしました農業水資源開発事業を実施した桐野地区においても、今年度この事業を活用し、給水ポンプ施設の設置工事を予定しているところです。

次に、78ページの一般単独事業（市単独土地改良事業）につきましては、市が事業主体となって実施する土地改良事業です。令和6年度は、農道、排水路の補修工事等で5地区3件を実施し、また、農道・水路等の伐開委託の2地区2件を実施したところです。

次に、79ページの市単独土地改良事業補助（事業費補助）は、国や県の補助事業に該当しない土地改良事業のうち、受益者が事業主体となって実施する農道、用排水路、生活道路等の改修工事に対し、市が工事に要する経費に対し、70%以内で補助する事業です。令和6年度は、3地区の農道舗装、1地区のポンプ更新、1地区の送水用管切り回し工事を支援したところです。

次に、80ページの農業栽培施設運営事務は、農林業振興センターにおいて、地域重点品目の産地維持・生産振興を図るため、豆類を中心とした優良品種の比較や、高温対策等の実証試験に取り組んだところです。また、地域ボランティア団体等の32団体に対し、地域美化活動を目的とした花の苗の配布事業を実施したところです。

次に、81ページの有害鳥獣捕獲事業は、有害鳥獣による農林産物への被害防止のため、鳥獣捕獲による対策を図っており、捕獲従事者の捕獲実績に応じて支払う謝金と、ジビエ活用食肉処理事業を実施する団体に対して、その解体等に要する経費に対し、2分の1以内を補助する事業です。捕獲実績に係る謝金について、先ほど御説明いたしました鳥獣被害対策実践事業においても捕獲活動への補助がありましたが、その補助は捕獲活動に要した経費に対する国からの補助であり、一方、この有害鳥獣捕獲事業は捕獲実績に対する市からの謝金であり、市の捕獲従事者は、鳥獣1頭当たりの捕獲に対してそれぞれの事業から支出される補助金と謝金を受け取る仕組みとなります。

なお、本事業につきましても、まちづくりビジョン事業検証資料の取組状況の10ページに記載されており、令和6年度の捕獲目標1,100頭に対し、実績が2,164頭となったことから事業評価がAとなったところです。

次に、84ページの森林環境譲与税は、現在、手入れが行き届いていない森林が増えていることから、間伐や植林等による森林整備、林業に従事する担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発を促進し、森林が有する公益的機能を発揮することを目的に実施する事業です。令和6年度は、森林整備に係る所有者の意向調査を実施したほか、森林経営管理権を設定するための集積計画を策定、松くい虫対策のための薬剤散布による防除作業、林道改修工事等を実施したところです。

次に、85ページから87ページは、主に令和6年度の梅雨前線豪雨と台風による単独及び補助農地・農業施設、補助林業施設の災害復旧事業になります。令和6年度の被災状況として、単独農地・農業施設災害で48地区、補助農地・農業施設災害で16地区、補助林業施設災害で林道3路線が被災したところですが、地域の営農活動への配慮や、建設業者の多くの災害復旧工事への対応等により、年度内の事業完了が見込めなかったことから、一部を除き令和7年度に繰り越したところです。令和6年度内の復旧完了地区につきましては、単独農業施設災害2地区と補助農業施設災害2地区、補助林業施設の林道1路線になったところです。なお、繰り越した災害地区につきましては、本年9月初旬までに全て復旧が完了したところです。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて御説明いたします。

それでは歳出から御説明いたします。

まず、決算に関する説明書は55ページ、事項別明細書は32ページをお開きください。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

私語は慎んでください。

課長どうぞ。

大野農政林務課長

6款1項2目農業総務費は、2節給料から4節共済費までの職員14名分の人件費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は55ページから56ページになりますが、3目農業振興費は、18節負担金、補助及び交付金の農業振興に係る鳥獣被害対策実践事業など18件の補助事業が主なものです。

次に、決算に関する説明書は56ページになります。

事項別明細書は33ページになります。

4目畜産業費は、18節負担金、補助及び交付金の畜産経営に係る支援事業など8件が主なものです。

次に、決算に関する説明書は56ページから57ページ、事項別明細書は33ページから34ページになります。

5目農地費は、12節委託料で農業用施設の維持管理にかかる折多排水機場維持管理業務や災害復旧工事に係る設計業務など9件、14節工事請負費では、農業用施設の改修工事7件、18節負担金、補助及び交付金は、主に県営事業による農業基盤整備事業に対する市負担金が主なものです。

次に、決算に関する説明書は57ページ、事項別明細書は34ページになります。

7目ダム管理費は、高松ダムの洪水対策調節や高松川流域に設置してあるダム関連施設等の維持管理及び保守点検等の管理業務費となります。

次に、決算に関する説明書は57ページから58ページ、事項別明細書は34ページから35ページになりますが、9目農林業振興センター費は、主に野菜生産振興に関する実証試験や、農作業に従事する会計年度任用職員の人件費であり、10目農村環境改善センター

管理費、11目西目地区集会施設管理費、13目折多地区集会施設管理費は、清掃作業等施設管理業務に係る委託料や各施設管理に係る経費が主なものです。

次に、決算に関する説明書は58ページから60ページ、事項別明細書は35ページから36ページになります。

6款2項1目林業総務費は、2節給料から4節共済費までの林務係職員2名分の人件費が主なものであり、18節負担金、補助及び交付金は、各協議会等3件の負担金となります。

次に、2目林業振興費は、1節報酬から4節共済費までが会計年度任用職員の3名分の人件費であり、7節報償費は、有害鳥獣捕獲事業に係る捕獲謝金などが主なものになります。

12節委託料は、林道や市有林の伐開業務のほか8件、14節工事請負費は、林道改良工事、18節負担金、補助及び交付金は、紫尾幹線林道維持管理協議会や林道管理台帳分の2件の負担金と、有害鳥獣捕獲活動事業ほか3件の補助金が主なものです。

次に、3目市有林造成費は、10節需用費の阿久根大島松くい虫防除に係る薬剤購入のほか、11節役務費の森林保険料が主なものです。

次に、決算に関する説明書は83ページ、事項別明細書は53ページになります。

11款4項農林水産施設災害復旧費になりますが、先ほど主要事業の成果説明書で御説明いたしました、令和6年度の梅雨前線豪雨等で被災した災害復旧事業が主なものです。

1目単独農業施設災害復旧費は、40万円以下で国の補助農業施設災害復旧事業に該当しない復旧事業であり、12節委託料の大型土のうの設置のほか、13節使用料及び賃借料の重機借上げ、14節工事請負費が主なものです。

次に、4目補助農業施設災害復旧費は、大規模な農地農業施設の災害復旧事業であり、14節委託料の災害査定資料作成業務委託のほか、14節工事請負費が主なものです。

次に、3目単独林業施設災害復旧費は、60万円以下で国の補助林業施設災害復旧事業に該当しない復旧事業であり、13節使用料及び賃借料の重機借上げが主なものです。

次に、4目補助林業施設災害復旧費は、大規模な林業施設の災害復旧事業であり、14節工事請負費が主なものです。

以上で歳出を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は8ページ、事項別明細書は2ページをお開きください。

2款4項1目森林環境譲与税の収入済額は、人工林面積や林業就業者数等により算定された譲与税を受け入れたものです。

次に、決算に関する説明書は9ページ、事項別明細書は3ページをお開きください。

12款1項1目農林水産業費分担金1節農業費分担金の収入済額は、県営農地整備事業と県単農業農村活性化施設等整備事業の2地区からの地元負担金です。

次に、決算に関する説明書は10ページから11ページ、事項別明細書は4ページになります。

13款1項4目農林水産業使用料1節農業使用料の収入済額は、農村環境改善センター、西目地区集会施設、折多地区集会施設、西目地区集会施設、山村開発センターの5施設の使用料が主なものです。

次に、決算に関する説明書は18ページから19ページ、事項別明細書は8ページになります。

15款2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金は、各種事業に対する県補助金17件が主なものです。

次に、決算に関する説明書は19ページになります。

10目災害復旧費県補助金は、農地農業施設、林業施設の災害復旧工事に係る県補助金です。

次に、決算に関する説明書は20ページ、事項別明細書は9ページになります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金と2節林業費委託金の収入済額は、海岸保全維持管理業務費や松くい虫特別防除事業費、市町村権限移譲交付金など4件となります。

次に、決算に関する説明書は22ページ、事項別明細書は9ページになります。

16款財産収入1項2目利子及び配当金のうち、農政林務課所管分は阿久根大島名勝松造成基金、肉用牛特別導入事業基金、森林環境譲与税基金に係る利子となります。

次に、決算に関する説明書は22ページ下になります。

2項1目不動産売払収入2節立木売払収入は、市有林の主伐により発生した木材の売払収入になります。

次に、決算に関する説明書は23ページ、事項別明細書は9ページから10ページになります。

3目生産物売払収入1節生産物売払収入の収入済額のうち農政林務課所管分は、農林業振興センターの農作物の販売収入となります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

20款4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業の収入済額のうち農政林務課所管分は、農地中間管理事業業務委託費であり、事業推進員の人件費が主なものになります。

次に、決算に関する説明書は25ページと28ページ中ほどになります。

5項4目雑入20節雑入の収入済額のうち農政林務課所管分は、会計年度職員の雇用保険料などの6件となります。

次に、決算に関する説明書は30ページ、事項別明細書は13ページになります。

21款1項5目農林水産業債1節農業債の収入済額は、農業施設整備事業等に係る6件の財源充当分となります。

最後に、決算に関する説明書は32ページになります。

10目災害復旧債5節農業施設災害復旧債及び6節林業施設災害復旧債の収入済額は、災害復旧に係る工事費の財源充当分となります。

以上で、農政林務課所管分についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願ひします。

濱田洋一委員長

課長の説明が終わりました。

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後2時9分～午後2時19分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開します。

質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農政林務課所管の事項の審査を一時中止します。

〔農政林務課退室、農業委員会事務局入室〕

次に、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項について審査に入ります。

所管の説明を求めます。

下脇農業委員会事務局長

認定第1号中、農業委員会事務局の所管する事項について説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書から御説明いたします。

主要事業の成果説明書の88ページを御覧ください。

機構集積支援事業につきましては、農地利用の最適化を図るため、農業委員12名及び農地利用最適化推進委員7名により、市内全域における遊休化している農地192筆、11.7ヘクタールの所有者148人に対して利用状況調査を実施いたしました。この活動の実施により、所有者の意向を把握したことで、農地の新たなあっせんにつながり、農地の集積が図られたところであります。さらに、鹿児島県農業会議等が主催する各種研修会に参加し、農業委員及び農地利用最適化推進委員の資質の向上にも努めております。

次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき、主なものについて歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は54ページ、事項別明細書は32ページを御覧ください。

第6款農林水産業費1項1目農業委員会費は、農業委員12名と農地利用最適化推進委員7名の合計19名分の1節報酬並びに2節給料から4節共済費までの事務局職員4名分の人件費が主なものであります。

次に、決算に関する説明書は58ページ、事項別明細書は35ページになります。

12目農地利用対策事業費は、農業委員等の資質の向上を図りつつ、担い手農家への農地集積・集約化を促進するなどの機構集積支援事業に係る経費であり、1節報酬から4節共済費までの会計年度任用職員1名分の人件費が主なものになります。

歳出については以上となり、次に、歳入について御説明いたします。

決算に関する説明書は12ページから13ページにかけて、事項別明細書は5ページになります。

第13款使用料及び手数料2項4目農林水産業手数料1節農業手数料は、決算に関する説明書の備考欄に記載のある各種証明手数料の7件であります。

次に、決算に関する説明書は18ページから19ページにかけて、事項別明細書は8ページになります。

第15款県支出金2項5目農林水産業費県補助金1節農業費補助金のうち農業委員会所管分は、決算に関する説明書の備考欄に記載のある農業委員会費、機構集積支援事業費、農地利用最適化交付金の3件であります。

次に、決算に関する説明書は21ページ、事項別明細書は9ページになります。

3項5目農林水産業費委託金1節農業費委託金のうち農業委員会事務局所管分は、市町村権限移譲交付金であります。

次に、決算に関する説明書は25ページ、事項別明細書は12ページになります。

第20款諸収入4項4目農林水産業費受託事業収入1節農業費受託事業収入のうち農業委員会事務局所管分は、農業者年金事務費であります。

最後に、決算に関する説明書は29ページ、事項別明細書は12ページになります。

5項4目雑入20節雑入のうち農業委員会事務局所管分は、全国農業新聞普及推進助成金であります。

以上で、農業委員会所管分についての説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、農業委員会事務局所管の事項の審査を一時中止します。

〔農業委員会事務局退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査は農業委員会事務局までを予定しておりましたが、時間がありますので、明日予定している環境水産課の審査を行いたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

ただいまから環境水産課の審査に入ります。

〔環境水産課入室〕

次に、認定第1号中、環境水産課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

園田環境水産課長

認定第1号中、環境水産課所管分の事項について説明いたします。

初めに、令和6年度に実施した事業のうち、主要事業の成果説明書から主なものを説明いたします。

成果説明書の89ページを御覧ください。

4款1項4目小型合併処理浄化槽設置整備事業については、河川等の公共用水域の水質汚濁防止を図ることを目的に、し尿や生活排水を浄化できる合併処理浄化槽設置を推進する事業になりますが、令和6年度は5人槽を57基、7人槽を5基、10人槽を1基の

計63基の整備に対して補助金を交付したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の26ページに記載されており、令和6年度の普及率は目標値66.9%に対し、実績は70.6%であり、目標を3.7%上回っており事業評価はAとなっております。

次に、90ページの4款2項2目ごみ出し困難者支援事業については、自ら家庭ごみの持出しが困難になった世帯に対し、戸別収集することにより日常生活の負担を軽減する事業です。この事業の利用には、介護認定や障害がある方など一定の要件を満たす必要がありますが、令和7年3月末で90世帯の対象者があり、ごみ出しが困難な世帯の安全で快適な生活環境の確保と家庭ごみの適正処理を図ることができました。

次に、91ページの4款2項2目塵芥処理事業については、家庭系一般収集運搬業務委託や資源ごみ中間処理業務委託などが主な事業であり、可燃ごみ2,740トン、不燃ごみ233トン、資源ごみ459トンを収集運搬しており、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることができました。また、古着・古布リサイクル再商品化業務委託については、令和5年度まで費用を支払い、リサイクル業者に引き取ってもらっておりましたが、令和6年度から有価物として売払いの扱いが可能になったため、処分費が不要となりました。なお、可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみともに、収集量は減少傾向にあり、今後についても分別の徹底によるさらなるごみ減量化に向けて取組を進めてまいります。

次に、92ページの4款2項2目生ごみ堆肥化事業については、市民のごみ分別意識の向上を図り、可燃ごみの減量化、さらには資源循環型社会の形成を推進する事業ですが、事業実施前の平成25年と比較し約28%の可燃ごみ削減が実現できたところです。また、副産物として生成した堆肥については年々利用が広がっており、さらなる改良に向けて取組を進めてまいります。

次に、93ページの6款3項2目水産物流通対策事業については、漁獲した魚介類の鮮度維持のため、漁業者等の氷購入に係る費用の一部を助成する事業になります。この事業については、阿久根漁港へ水揚げする大型外来船への補助と地元漁業者に対する補助の2つの補助事業になります。

令和6年度の阿久根漁港水揚量1万3669トンのうち、大型外来船による水揚実績は7,386トン、6億8512万円であり、全体水揚量の54%を占めております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されておりますが、今年1月から3月にしけが続き漁に出られなかったことなどが原因で、令和6年度水揚量は目標値の1万6926トンに及ばず、事業評価はCとなっております。

次に、94ページの6款3項2目漁業操業効率化推進事業については、省エネや省コスト化につながる機器の導入や、操業コスト削減に向けたエンジンのオーバーホール費用に対し、補助率2分の1以内で支援した事業であり、14件の事業を実施したところです。

次に、95ページの6款3項2目磯焼け対策事業については、本市沿岸の海藻類、いわゆる藻場の減少に伴い沿岸漁業に影響を与えていることから、その対策として海藻類を補植するウニ類や魚類を駆除し、藻場の再生を図るもので、事業実施主体である北さつま漁協に定額補助する事業です。温暖化等の影響もあり、なかなか抜本的な改善には至りませんが、地道な継続が必要と考えるところです。

次に、96ページの6款3項2目、漁業後継者就業支援交付事業については、漁業担い手の確保・育成のため、新規就業者の就業前初期段階を支援するための事業であり、継続の対象者1名に対して支援したところです。ただし、年齢要件等で、事業対象にはならなかったものの、4名の方が新たに北さつま漁協の正組合員に承認されたところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況等の10ページに記載されており、事業評価はDとなっております。

次に、97ページの6款3項2目種子島周辺漁業対策事業については、種子島周辺を漁場として操業していた北さつま漁協所属の漁業者が、ロケット打ち上げの影響を受け、操業制限や漁場の転換をせざるを得ない状況になったことから、その影響を緩和するための措置として、北さつま漁協が実施する共同利用施設等の整備に係る事業費の一部をJAXA、県、市により補助するものです。今回は、北さつま漁協が3台の電動フォークリフトを更新したものであり、作業効率化の向上が図られたところです。

以上で、主要事業の主なものについて説明を終わり、次に、決算に関する説明書及び事項別明細書に基づき主なものについて説明いたします。

それではまず、歳出のうち、環境衛生費から説明いたします。

決算に関する説明書は52ページから54ページ、事項別明細書は30ページから31ページになります。

4款1項4目環境衛生費については、1節報酬から4節共済費までが不法投棄等監視・指導業務及び事業所ごみ分別対策業務に従事する会計年度任用職員2名分の人件費、12節委託料の潮見ヶ丘墓地トイレ管理に係る2件の委託業務ほか2件の事業、18節負担金、補助及び交付金の大湊川簡易水道組合の送水管・配水管修繕等工事への補助並びに小型合併処理浄化槽設置63基の設置補助が主なものであり、ほか3件の補助等になります。

次に、5目公害対策費については、12節委託料の市内19河川27か所で実施した河川等水質検査業務ほか1件になります。

次に、7目葬祭場管理費については、12節委託料の葬祭場管理業務及び14節工事請負費の葬祭場火葬炉設備改修工事になります。

次に、2項1目清掃総務費については、15節原材料費が市役所南側設置のごみステーションを作り換えるための材料購入であり、18節負担金、補助及び交付金が有価物売却利益の30%以内の額を予算の範囲内で各自治区へ交付した循環型社会形成推進助成金と、地域色づくり事業の施設整備事業としてごみステーション整備をした区に対する補助金になります。

次に、2目塵芥処理費については、1節報酬から4節共済費までが海岸清掃作業に従事する会計年度任用職員2名分の人件費、7節報償費が市内106か所のリサイクルステーションにおける環境美化推進員114名に対する分別立会指導等謝金、10節需用費が指定ごみ袋8種類の購入費であり、12節委託料が説明書備考欄に記載の資源ごみ再商品化業務ほか9件の委託料になります。

18節負担金、補助及び交付金は、北薩広域行政事務組合への塵芥処理費とリサイクル処理費の負担金になります。

3 目し尿処理費は、北薩広域行政事務組合へのし尿処理負担金になります。

次に、水産業費の説明になりますが、決算に関する説明書は60ページから61ページ、事項別明細書は36ページから37ページになります。

6 款 3 項 1 目水産業総務費については、2 節給料から 4 節共済費までが職員 4 名分の人件費であり、18 節負担金、補助及び交付金は、各協議会等 5 件の負担金になります。

次に、2 目水産業振興費については、12 節委託料が「たからのまち」マネージャー事業（海分野）委託業務ほか 2 件の施設管理に係る委託業務であり、17 節備品購入費が、県外まき網船誘致強化を目的とした阿久根新港へのフィッシュポンプ導入、18 節負担金、補助及び交付金が各協議会など 2 件の負担金と、水産物流通対策事業ほか 11 件の補助事業、24 節積立金が先ほど説明しました各まき網船のフィッシュポンプ使用に伴い支払われた使用料を積み立てたもののほか 1 件になります。

次に、3 目漁港管理費については、市内にある漁港の維持管理に係る経費であり、10 節需用費や 12 節委託料が主なものになります。

次に、4 目漁港建設費については、県漁港である阿久根漁港の整備事業に係る負担金に係る予算であり、18 節負担金、補助及び交付金により執行したものです。

次に、5 目栽培漁業センター費については、九州電力への電気料支払いになりますが、こちらは施設譲渡後の支払先切替手続に時間を要したため、市に請求された分を一旦支払ったものです。なお、支払った電気料については、譲渡先から市に全額支払われております。

以上で歳出の説明を終わり、次に、歳入について説明いたします。

なお、歳入については、決算に関する説明書により御説明いたします。

決算に関する説明書の 10 ページの 13 款 1 項 3 目衛生使用料 1 節保健衛生使用料のうち、当課所管分は葬斎場などに設置の電柱占用料等になります。

次に、11 ページの 4 目農林水産業使用料 3 節水産業使用料は、市漁港の漁港使用料になります。

次に、12 ページの 3 目衛生手数料 1 節保健衛生手数料は、狂犬病予防注射に係る手数料であり、2 節清掃手数料は指定ごみ袋販売代金になります。

次に、13 ページの 4 目農林水産業手数料 3 節水産業手数料は船員手帳交付に係る手数料になります。

次に、15 ページの 14 款 2 項 3 目衛生費国庫補助金 1 節保健衛生費補助金のうち、当課所管分は小型合併処理浄化槽設置整備事業費であり、63 基の整備に対する国庫補助金になります。

次に、18 ページの 15 款 2 項 3 目衛生費県補助金 1 節保健衛生費補助金の当課所管分は、小型合併処理浄化槽設置整備事業費ほか 1 件の地域対策に係る県補助金になります。

また、5 目農林水産業費県補助金 3 節水産業費県補助金の当課所管分は、種子島周辺漁業対策事業費ほか 2 件であり、水産業振興に係る補助金になります。

次に、20 ページの 3 項 3 目衛生費委託金 1 節保健衛生費委託金の当課所管分は、浄化槽法に係る事務ほか 3 件の市町村権限移譲交付金になります。

次に、同ページの 5 目農林水産業費委託金 3 節水産業費委託金は、県の漁港管理に係

る県からの委託金2件になります。

次に、21ページの16款1項1目財産貸付収入1節土地建物貸付収入の当課所管分は、阿久根新港に設置したフィッシュポンプ使用料ほか1件になります。

次に、22ページの2目利子及び配当金1節利子及び配当金の当課所管分は、水産振興基金分の利子収入になります。

次に、23ページの2項2目物品売払収入1節物品売払収入の当課所管分は、公用車1台と調査船1隻の公売による収入になります。

次に、24ページの18款1項7目水産振興基金繰入金1節水産振興基金繰入金については、水産事業実施に係る財源確保のため基金から繰り入れたものになります。

次に、25ページの20款5項3目1節違約金及び滞納利息については、葬祭場非常用発電機蓄電池交換業務に関し、契約期限までに契約が履行されなかったことに伴う事業者からの遅滞賠償金になります。

次に、28ページの4目20節雑入の当課所管分については、原子力立地給付金ほか9件の雑入になります。

次に、30ページの21款1項3目衛生債1節保健衛生債は、小型合併処理浄化槽設置整備事業、生ごみ堆肥化事業、葬斎場長寿命化改修事業実施に係るそれぞれの財源充当債です。

最後に、同ページの5目農林水産業債3節水産業債は、氷代補助に係る水産業活性化事業と漁港整備事業の実施に係るそれぞれの事業への財源充当債になります。

以上で環境水産課分の説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

白石純一委員

成果説明書の92ページ。

4款2項2目生ごみ堆肥化事業ですけれども、令和6年度におきましては、どういった場所で無料配布を行われましたでしょうか。

園田環境水産課長

配布場所はどこかという御質問ですが、市内で8か所、配布か所を設けてまして市民の方に御利用頂いております。代表的では市役所、あるいは三笠支所、また、南側では、大川中等にも設置しております。ほか市内に数か所設置したところです。

白石純一委員

もちろん、無料配布いただける方にはありがたいわけですが、無料だということだとたくさん持っていかれる方もいらっしゃるでしょうし、それを確実に使われるかどうか分かりません。そこで安価でもいいので、有料にした場合と無料の場合とのさばき具合とかですねそういった検証はされませんでしたでしょうか。

園田環境水産課長

有料化につきましては、現在、検討の段階でございます。検証という形はとっておりませんが、やはり資材の高騰等もありまして、利用がかなり増えております。今後、よ

り使い勝手のいい堆肥化も含めて、有料化というものも研究してまいりたいと思います。

白石純一委員

今市内8か所ですけれどもこの6年度においては、国道389号に柵がつくって置いてありますけど、そこは6年度、7年度以降ということでしょうか。

園田環境水産課長

389沿いに、利用しやすいようにということで、北薩環境管理協同組合といろいろ連携をとりまして、令和7年5月から配布場所として設けたところです。

白石純一委員

ちょっと、休憩していただいでいいでしょうか。

濱田洋一委員長

どういことですか。

白石純一委員

今の件で、今の件で参考に伺いたいんですが。

濱田洋一委員長

昨日もありましたけれども、現在、令和6年度の事業についての決算審査ということでございますので、令和7年度以降の事業については、一般質問等で質問をしていただければと思います。

白石純一委員

今までも非常に参考として、休憩で時間中に質疑をされ、やりとりをされてるケースがあると思いますし、これは非常に大事なことだと思いますので、長くはかかりませんのでお願いいたします。

ほかの方との違いはどういことなんでしょうか。

濱田洋一委員長

いや、それはそれとして、本委員会のルールに従って、質疑を行っていただきたいと思います。

白石純一委員

今までルールはきちんと守られてるんでしょうか。

濱田洋一委員長

守られております。

白石純一委員

そうは思いませんが。

濱田洋一委員長

守られております。

〔山田勝委員「委員長、今休憩ですか」と呼ぶ〕

いや、休憩ではありません。

〔発言する者あり〕

すいません。

今質疑ですけれども。

〔発言する者あり〕

議事進行上のお話ですか。

濱田洋一委員長

それじゃあ休憩に入ります。

(休憩 午後2時54分～午後2時59分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

白石純一委員

無料化ということで進めておられるわけですがけれども、先ほど申したように、無料化であれば必要以上に持っていかれる方もいてですね、また資材等の高騰も先ほど御答弁ありましたように、決して市民の税金を無駄に使ってはいけないということもございませぬので、まあ有料も検討されてるということでした。そしてかつ、令和7年度から始められた、389号のところはですね、特に長島町の方が持っていかれやすい場所ですので、そうしたこともやはり、市民も無料、市外の方も無料でいいのか、このあと市民の方を有料にするのであれば、市外の方も有料、同じ金額なのかその辺りも、検証が必要になると思います。

以上、意見でした。

濱田洋一委員長

ただいま白石委員の発言は、御意見と今後の取組の要望ということで、受けたいと思います。

今、御意見ということでお受けいたします。

山田勝委員

私が言うのはね、関係でそれは決算委員会にそぐわないよと言えぱそれでいいですよ。

でもね、私は平成7年度じゃないですよ、平成6年度も平成5年度もですね、ペレットにして有償化しないかという話を一生懸命してきましたよね、議会でも。非公式にも。だから、そういう中でですね、私は、今白石議員が言われるのも、もちろん長島の方がね持って行かれますよ。でも、これは目的がですね、たくさんできている、生ごみ堆肥をね、処理することが目的でつくっているわけですからね。それはそれでいいと私は思いますよ。目的を達しています。別にどうってことないですよ。

でも、ペレットにして臭いを消したらですねもうちょっと有料にしてもいいよ。というように人もいるんだから、だから、収入を得ることも考えてほしいから私は言うんですよ。そのようなことは語るなっていえばかんまんとよ、でも、現実には、長い間そういうことがあってですね必要だと、何でかってあれだけで米をつくる人もいますよ。あれだけで野菜をつくる人もいますよ。だから肥料の値段が上がっているからそういうことなんですよ。長島の人も持っていったらいいでしょうかって言われる人はおりますよ。

でも私は、処分するのが目的だからね。だからいいですよって言いますよ。それは長島の人駄目ですよ。阿久根市民だけですよって書いてないから構いません。

ただ、農政課はですね、農政課の考え方とあなた方の考え方とは違っていると思いま

す。あなた方の考えは有償にして、少しでも収入を得る方法も考えていいのじゃないですかという話をしたいだけです。

濱田洋一委員長

ただいま山田委員のほうから、今後における御意見ということで、了解させていただきます。

山田勝委員

阿久根の今やってる事業が一步でも二歩でも前に進む御意見があったらですね。あなたが言うようにね、受け取って、はい、ぱちっじゃなくてですね、やはり、もうちょっと前向きにね、一緒になって捉えないかんという私は思いますよ。黙って聞いてればですね、もう決算以外は駄目ですよ、駄目ですよ、駄目ですよって議論をさせない。話合いをさせないというのはよくない。

木下孝行委員

決算に関する説明書の21ページ、15款財産収入1目財産収入について、フィッシュポンプの使用料ということで、昨年、フィッシュポンプを阿久根市が設置を、設置というか、漁業に置いて使用料を取っていくということで、漁協が始めたんですけど、これ、いつから3月までの、初めはスタートの月はいつですか。

園田環境水産課長

この設置につきましては、令和6年度事業として設置を行いました、実際、使用については、年明け1月から3月の状況になります。

木下孝行委員

1月から3月までの3か月間で228万2302円というすごい使用料になるのかなと。これ1年したら相当な額になるともう1億超えるか超えないかというような、額にもなるのかなと思って、逆にこれ使用料1回幾らでしたっけ。

園田環境水産課長

この使用につきましては、1箱、15キロから20キロと、いわゆるとろ箱というやつを基本にしまして、使用料を33円頂いております。そのうち22円を市に使用料として納入頂いております。残り11円につきましては、漁協の今後のフィッシュポンプの補修・メンテナンス料として積立てをしております。

木下孝行委員

購入費用は、これ1億幾らでしたっけ。

園田環境水産課長

約3,500万円で導入しております。

[発言する者あり]

木下孝行委員

本当、漁協はこっだけ負担をしていくということですけども、もうもともと本体の価格が3,000万円台であったのであれば、これを何年続けるか市のほうもちょっと考えて、もう少し安くするなりして、漁協が負担をさせないような考え方に持っていくべきかなあと考えております。

濱田洋一委員長

今後検討をお願いしたいということですか。

木下孝行委員

今後はそのような検討もしてくださいということですか。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時7分～午後3時8分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにご覧いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、環境水産課所管の事項について審査を一時中止します。

〔環境水産課退室〕

皆様にここでお諮りします。

時間がありますので、引き続き、商工観光課の審査を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

それではただいまから、商工観光課の審査に入ります。

〔発言する者あり〕

失礼しました。

それでは、ただいまより暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時10分～午後3時20分)

〔商工観光課入室〕

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査に入ります。

所管課の説明を求めます。

尾上商工観光課長

認定第1号中、商工観光課の所管する事項について御説明いたします。

初めに、主要事業の成果説明書について主なものを御説明いたします。

主要事業の成果説明書の98ページをお開きください。

アクネファン創出事業であります。本市への移住や市内事業者における人材確保に

資するため、都市部に住む若い世代の方々に、阿久根の食や自然、市内事業者の魅力などを知っていただく阿久根体験プログラムを提供するものであります。令和6年度の実績は11名で、うち6名が継続して阿久根市とつながりを持っております。なお、令和5年度に本事業に参加いただいた方が令和7年7月から地域おこし協力隊として採用され、業務に従事をされております。

99ページをお開きください。

副業促進及び生産性向上による産業活性化事業であります。人口減少による市内事業所の労働力不足の軽減を図るとともに、生産性の向上、DX推進による省力化、人材育成を支援するため、空き時間や休日を活用した短時間労働や副業等の促進に向けた取組を行いました。これを受け、令和7年度も引き続き副業、生産性向上による市内産業の活性化に取り組んでまいります。

101ページをお開きください。

創業支援事業であります。市内で新たに創業する方に対し、会社または個人事業の設立、雇用促進、店舗の賃借料の経費の一部を補助するもので、令和6年度は8事業者に補助したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1の創業支援件数ということで記載されておりますが、令和6年度の事業評価は、創業支援件数を単年度目標で3件としていたところ、8件の実績がございました。また、累計目標の15件に対し38件となったことから、令和6年度の事業評価はAとなっております。

次に、103ページをお開きください。

商工業者事業拡大・拡充支援事業であります。産業振興を図るため、市内商工業者が行う新商品の開発や生産性向上の取組等に係る費用の一部を補助するものであります。令和6年度の実績は、新商品開発が2事業者、総補助額35万1000円、生産性向上の取組が6事業者、総補助額418万4000円でありました。

104ページをお開きください。

地元人材雇用支援奨励金であります。この事業は、市内企業への新規就労した地元人材と当該地元人材を雇用した企業に対し、奨励金を交付することで、企業の人材確保への取組を支援するものであります。令和6年度の実績は、新規就労者については5人に対し計50万円を、当該新規就労者を雇用した地元企業については、3事業者に計5人分、50万円を交付したところです。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の12ページ、基本目標1に記載されておりますが、地元人材雇用者数のUターン者については、目標の20人に対して22人であり、令和6年度の事業評価はAとなっております。高校新卒者は目標の10人に対し8人の実績であったことから、令和6年度の事業評価はCとなったところであります。

次に、105ページをお開きください。

地元企業就労者賃貸住宅家賃支援事業であります。この事業は市外から本市に転入し、地元企業で就労した方に対して、家賃の一部を補助するものであります。令和6年度の実績は、補助金交付対象者数が22名、総補助額は367万2000円でありました。

次に、106ページをお開きください。

ふるさと納税推進事業であります。令和6年度中に200品目以上の返礼品を新たに追加したほか、ふるさと納税ポータルサイト数を19か所に増やすなどの取組を行いました。令和5年度の実績と比較して約5,000万円の減で、昨年度の寄附額は5億2300万円余りの額となりました。また、この事業を通じて、阿久根ブランドのPRや、特産品の販路拡大等の産業の活性化にもつながったものと考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の44ページ、基本目標6にふるさと納税額ということで記載されておりますが、目標額の4億5000万円を超えたことから、令和6年度の事業評価はAとなっております。

次に107ページをお開きください。

もっと知りたい、行ってみたい、阿久根の魅力発信事業であります。阿久根市の魅力を広く発信することで、ファンを獲得し、観光客の誘致特産品の販売促進、交流人口の増加を図ることを目的としております。令和6年度は、マスコミや情報誌等を活用した阿久根の情報発信、パンフレットの増刷、特産品カタログの改訂のほか、サカナヤマカマでのイベントを実施したところです。これまでに制作した動画の活用やあくね応援寄付金の返礼品送付の際に観光ガイドブックを同封するなどして、引き続き本市の認知度向上、イメージアップに取り組んでまいりたいと考えております。

次に、109ページをお開きください。

体験型観光コンテンツ開発事業補助であります。体験型観光コンテンツの開発及び改良に関する事業に取り組む市内事業所等に対し補助金を交付するものです。令和6年度は4件の補助実績で、新たに登山やトレッキング体験、陶芸体験などのコンテンツが開発されたところです。令和2年度の事業創設以降、市内事業者による体験型観光コンテンツの数は着実に増加してきており、今後の市内における観光客及び滞在時間・消費額の増加につなげていきたいと考えております。

なお、本事業については、まちづくりビジョンの取組状況の14ページ、基本目標2に体験型観光参加者数ということで記載されておりますが、目標参加者数の300人を大幅に上回る6,117人だったことから、令和6年度の事業評価はAとなっております。

次に、110ページをお開きください。

地域おこし協力隊活用事業であります。令和6年度は商工観光課においては、1名の地域おこし協力隊を株式会社まちの灯台阿久根に派遣し、体験型観光コンテンツの開発や関係者との調整、SNS等を活用した情報発信に引き続き取り組んだところです。今後も地域おこし協力隊や関係事業者等と連携しながら、本市の体験型観光の推進を図ってまいりたいと考えております。

次に、112ページをお開きください。

阿久根大島公園管理運営事業であります。利用者へのサービスの向上と効果的かつ効率的な管理運営を行うため、指定管理者による管理運営を行っております。阿久根大島の入込客数は、令和4年が7,300人、令和5年が5,300人、令和6年が5,800人と減少傾向にあることから、指定管理者等と協議・連携しながら、誘客促進のための取組を計画的・積極的に実施したいと考えております。

次に、116ページをお開きください。

寺島宗則記念館管理運営事業であります。令和6年度は、黎明館が所蔵している寺島宗則の書の掛け軸のレプリカを作成したほか、ガイドブックの増刷を行いました。なお、寺島宗則記念館の令和6年度の来館者数は2,874人でありました。

続きまして、決算に関する説明書及び歳入歳出決算事項別明細書に基づき、事業執行の主なものについて御説明いたします。

初めに歳出から御説明いたします。

決算に関する説明書は62ページ、事項別明細書は38ページをお開きください。

第7款商工費1項2目商工振興費について、決算に関する説明書の不用額欄の額は、ふるさと納税返礼品代金や送料、事務委託に関する執行残が主なものです。

節ごとの主な経費につきまして、7節報償費は、ふるさと納税に係る返礼品代であります。

11節役務費は、ふるさと納税の返礼品に係る送料などの経費が主なものであります。

12節委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、副業促進及び生産性向上による産業活性化事業など6件の業務委託料であります。

18節負担金、補助及び交付金は、説明書の備考欄記載のとおり、薩摩国輸出促進協議会など5件の負担金と、商工業者事業拡大・拡充支援事業や創業支援事業など、63ページにかけての16件の補助金であります。

決算に関する説明書は63ページ、事項別明細書は38ページをお開きください。

3目観光費について、決算に関する説明書の不用額欄の額は、阿久根大島公園用水運搬業務などの委託料や、大川島海水浴場駐車場用地の公有財産購入費などの執行残が主なものです。

節ごとの主な経費につきまして、12節委託料は、説明書の備考欄記載のとおり、笠山観光農園管理業務など22件の業務委託料であります。

決算に関する説明書は64ページ、事項別明細書は39ページをお開きください。

16節公有財産購入費は、説明書の備考欄記載のとおり、大川島海水浴場駐車場用地1件の購入費であります。18節負担金、補助及び交付金は、説明書備考欄に記載のとおり、観光かごしま大キャンペーン推進協議会など6件の負担金と、阿久根みどこい祭りなど4件の補助金であります。

以上で歳出に関する説明を終わり、次に、歳入について御説明いたします。

歳入につきましては、主なものについて、決算に関する説明書で御説明いたします。

19ページをお開きください。

第15款県支出金2項6目商工費県補助金のうち地域振興推進事業費は、出水地区広域観光プロジェクトに係る県補助金であります。

23ページをお開きください。

第17款寄附金1項1目一般寄附金は、あくね応援寄附金、ふるさと納税に係るものであります。

7目商工費寄附金は、観光費寄附金として個人1名から寺島宗則旧家保存活用プロジェクト事業のためとして頂いた寄附を受け入れたものであります。

最後に、第20款諸収入5項4目雑入の収入済額のうち商工観光課分は、28ページに記載の6件であります。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いいたします。

濱田洋一委員長

説明が終わりましたので質疑に入ります。

質疑ありませんか。

竹原信一委員

主要事業の成果説明書101ページ。創業8件あったとおっしゃられましたけれども、その種類というか事業の内容を教えてください。

尾上商工観光課長

令和6年度の業種内訳についてですが、飲食業3事業者、美容業3事業者、宿泊業・観光体験サービス業、各1業者の計8業者となっております。

竹原信一委員

次に、116ページ、寺島宗則記念館、今見るともう傷んでるんですね。外壁、外側が下の部分も多分、この年もそうなんですけども、ちゃんと点検というものをなされていないように見えるんですけども、その体制というのはどんなふうになってるか教えてください。

尾上商工観光課長

現在、寺島会の方々に施設の管理運営等を行っていただいております。適宜、施設の不具合等がありました場合は、こちらに御連絡をいただいております。その内容を職員が確認をしまして、必要に応じて補修等を行っている状況にあります。

竹原信一委員

そういうところをお知らせはないということですか。

尾上商工観光課長

本年度2件、私のほうで対応しましたが、1件は寺島宗則記念館のトイレの扉の鍵ですね、下の部分の、落とし込むタイプの鍵の補修を行いました。またもう1か所は、雨戸の鍵の部分、木工の補修を行ったところであります。

大田基次委員

主要事業の成果説明書112ページ。

7款1項3目阿久根大島公園管理運営事業ですが、この間、航路の撤退という話が出たわけですが、日本水泳振興協会と令和6年度から10年まで5年間の契約があるわけですが、これ航路が撤退して、そこを運搬されるの方が見つからなかった場合、その場合は契約というのは変更ができるような内容になってるんでしょうか。違うの。

〔発言する者あり〕

濱田洋一委員長

今、おっしゃられたのは、この事業実施状況の中の指定期間ということで、令和6年度から10年度までの5年間の指定の管理委託があるけれども、この前あったような航路が、もしそういう状況になった場合、これは6年度から契約してるけれども、どういふふうになるのかということですか。

〔大田基次委員「そうです」と呼ぶ〕

尾上商工観光課長

まだ、仮のお話になろうかと思えますけれども、指定管理者との協定を結んでおりますので、その協定内容に基づいて、双方協議の上、今後の取扱いについて決定をしていくものと考えております。

川畑二美委員

成果説明書の105ページ。

地元企業就労者賃貸住宅の件でお尋ねしたいんですけど。月額2万円の1年間だけってことなんですけど、これは敷金も含まれて、外部から来られた方に全部お支払いする形でやられたんでしょうか。

尾上商工観光課長

1年ではなく、3年間となります。また、敷金・礼金には関係なく、家賃に対しての2分の1補助の上限2万円となっております。

川畑二美委員

これは、学校の先生方とか転勤族の方々も全部含まれる形でやられてるんでしょうか。

濱田洋一委員長

この事業名を見ていただければありがたいんですが、地元企業就労者賃貸住宅のあれですからですね。

川畑二美委員

企業と言っても、はい、地元の方々ですね。

濱田洋一委員長

地元企業に就労された方に対する家賃等の支援事業ということですので、今、川畑委員言われた教員の方々にはこれは入らないですね。

川畑二美委員

地元企業と言ったら、どの部門に入ってらっしゃった、帰ってこられて企業に入られた方々がいらっしゃるんでしょうか。

濱田洋一委員長

ごめんなさい、何回もあれですけど、この令和6年度の補助金交付者数が22名いらっしゃいますけど、この方々がどういった企業にということの質疑ということよろしいですか。

〔川畑二美委員「そうですね」と呼ぶ〕

はい、分かりました。

尾上商工観光課長

業種につきましては、建設業、製造業、医療、介護・福祉事業所が主なものであります。

川畑二美委員

人数はどこに何名っていうのは分からないわけですね。ただ、今、大まかに建設業、医療おっしゃっただけで。

今すぐにはお答え、後でも構わないです。

尾上商工観光課長

令和6年度の数字で申し上げますが、建設業が1名、卸売・小売業が1名、製造業が2名、農林水産業が1名、医療・介護・福祉が1名となっております。

〔発言する者あり〕

新たに対象となった方が6名ということで、これが最長3年間続きますので、すいません、延べ人数が22名ということになります。

〔発言する者あり〕

先ほど申し上げました数字は、令和6年度の新規対象者の方の人数になります。令和4年度から令和6年度までの、総人数が22名で、先ほど申し上げました6名は、令和6年度に新規対象者となった方の人数となります。

白石純一委員

今の件なんですけれども、成果説明書の105ページ。7款1項2目。その地元企業というのは、市外に本社を置く企業の支店、営業所等も含むんでしょうか。

尾上商工観光課長

地元企業は、地元には本社または本店を有する企業と地元支店等の企業も含まれているような状況になります。

白石純一委員

例えばスターゼンさんなども含まれるという理解しました。あと、金融機関ですね、転勤というよりは、金融機関に地元の採用枠で入られた方もいらっしゃると思いますが、そういう方も該当者という理解でよろしいでしょうか。

尾上商工観光課長

本市に店舗等を、営業所を置いてる事業者は対象になりますので、そちらも地元採用であれば対象になります。

白石純一委員

ただし、転勤者は対象外ということでしょうか。

尾上商工観光課長

阿久根市内に住所を置いていけば、対象となりますが、転勤をすれば恐らく住所を移すこととなりますので、家賃の補助については対象外になろうかと思えます。

白石純一委員

私の質問はですよ、例えば、金融機関の支店に転勤をしてこられた方は、家賃補助の対象にはなるんですか、ならないんですかっていう質問です。

濱田洋一委員長

これまでの実績として、この事業を使ってということ。

白石純一委員

実績があるのか、できればそういう想定もしなきゃいけないと思うんですが、いかがでしょうか。

尾上商工観光課長

今のお話であれば、既に市外で就職をされて、阿久根市内の事業所に転勤になっているというような形ですので、地元雇用ではないのではないかなと思えますので、そちら

の場合は対象にはならないと思います。

高崎良二委員

主要事業の成果説明書の119ページ、体験型観光コンテンツのことで、まず最初にこの体験型のコンテンツ開発ということで4件申請あったということなんですが、どんな内容だったのかな。

尾上商工観光課長

令和6年度の4件につきましては、陶芸体験、レンタサイクルを活用した観光案内、コーヒー焙煎体験、笠山等を活用した登山体験のこの4件になります。

高崎良二委員

この説明の中に、開発及び改良ということに関するとなってるんですが、例えば令和5年度に4件、令和4年度に1件行ってるんですが、その中で同一の体験の中を改良したというのは何件あるんですかね。

船蔵商工観光課長補佐

補助した件数の中で、改良というものはゼロ件で、全て新規開発に当たります。

高崎良二委員

ということは、9件のコンテンツがあるということでもいいんですかね。令和4年度が1件、5年度が4件で6年度が4件ということは、9件のコンテンツがあるということですかね。

尾上商工観光課長

主要事業の成果説明書に記載されておりますとおり、令和4年度が1件、令和5年度が4件、令和6年度が4件となっております。また、この事業は、令和2年度から開始をしております、令和2年度が4件、令和3年度が4件、計17件となったというところですよ。

高崎良二委員

17件のコンテンツがあった中で、これはもう1回限りのコンテンツなんですか、それとも、毎年募集があれば対応するとか、それか、もう1回でこれは終わりということなんですかね。その事業自体が、例えばの話が、阿久根の観光ツアーの中の一つとして、ずっと続いていくのか、それとも1回やったら1回で終わりなのかということですよ。

船蔵商工観光課長補佐

補助金の交付に関しましては、同一の方が1回限りというわけではなく、新たな体験プログラムの開発ということであれば同一の方が複数回申請をすることは可能です。その体験が、体験提供者によって提供されるのは、もちろん継続をしていただくことを目的にこちらが補助をしております、なので、それぞれの体験提供者によって、定期的に体験を行っていただいております。

高崎良二委員

これ要望でお願いしたいんですが、毎回毎回違ったことを、こういったことがあるんですが、阿久根の観光に着実に定着させることはやってもらわないと、毎回毎回違うのばかり出てきたら、ただの祭りで終わってしまうと思うので、この中の一つのコンテンツが着実に定着するようなものにしてもらいたいなと思います。よろしくお願いま

す。

濱田洋一委員長

ただいまの御発言は、御意見ということでお受けいたします。

木下孝行委員

5番議員と全く同じ款項目で、ちょっと聞きたいのは、いわゆるここには予算総額と補助金の額しかないんですけども、何人が、この一つのコンテンツに何人が参加をして、今言う、今5番議員も言ったみたいに、年に1回なのか、年に2回していくのか、そういった具体的なものを示してもらえれば、そこを質問しますね。

尾上商工観光課長

個別のコンテンツの参加人数等は手元にございませんけれども、令和6年度、市内の約20事業者が実施する体験型観光コンテンツの参加人数で申し上げますと、先ほど御報告いたしました、令和6年の1年間において6,000人余りであり、その売上額は、約1,250万円となっているところです。

木下孝行委員

全体じゃなくて4件のやつを聞きたいわけですよ。だから、もう資料がなければもういいですけど、次からそういうのも揃えてください。

白石純一委員

成果説明書106ページ。

7款1項2目ふるさと納税推進事業の1番下の行とですね、事業実施状況の最後のほう、これは企画推進課になるのかどうか分かんんですけど、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングで令和6年度の実績は教えていただけますか。

尾上商工観光課長

令和6年度に実施しましたクラウドファンディングの実績につきましては、ふるさとチョイスで359件602万9000円、ふるナビで204件1656万8000円、直接寄附が1件1万4000円の計564件、総額2261万1000円でありました。

白石純一委員

プロジェクトも教えていただけますでしょうか。

尾上商工観光課長

人材人手不足の解消に係る事業ということで募集をかけたところです。

白石純一委員

それ以外に令和6年度中に募集された、例えば図書館の事業もあったかと私の理解ではですね、続いていたのかなあとも思うんですが、図書館はゼロだったという理解です。それ以外にゼロ円のプロジェクトはなかったでしょうか。

尾上商工観光課長

図書館の分につきましては、商工観光課が所管するふるさと納税のクラウドファンディングではなかったかと存じます。

高崎良二委員

今のちょっと関連で、ふるさと納税の額が5億2300万円くらいで、決算でいけば2億8524万1000円となってるんですが、早く言えば返礼に対する経費と違って、50%超えて

るんですよ、その経費が、これでざっと考えたときに。

濱田洋一委員長

今の質疑は50%超えてるけれども、これで良いのかということによろしいですか。

[高崎良二委員「はい」と呼ぶ]

尾上商工観光課長

主要事業の成果説明書に記載のあります決算額につきましては、ふるさと納税の募集経費以外の経費も含まれている金額となります。なお、令和6年度のふるさと納税寄附実績額は5億5715万9000円でありまして、これに対するふるさと納税の経費が2億5357万9000円ほどになりますので、経費率としましては45.5%となります。

高崎良二委員

了解しました。

山田勝委員

ふるさと納税についてちょっとお尋ねしたいんですが、非常にね、今ふるさと納税係はよくやっています。本当によくやっているとしますよ。

ただ、私がどうもいつも気になってるのはね、ふるさと納税は阿久根市が事業をして、そして、市民の協力を得て返礼品を作ってますね、ほいで、阿久根市の産物を全国に流す、非常にいい制度だと思ってますよ。

そして、寄附額の、今、課長が言われた50%以上阿久根市に税金として入るんですよ。50%入る。そういう中で、1番利益を受けるのは阿久根市ですよ。そして、阿久根市の産物が売れる。本当に阿久根市の事業としてすばらしいことだと思うんですが、ただ1年に一遍説明会をして、そして、返礼品の提供者をね、出してくれる人を集めて懇親会をされますよね。その経費は、去年もあったんですか。どこに含まれてるんですか。

尾上商工観光課長

懇親会の経費につきましては、自己負担となっておりますので、こちらの経費には含まれていないところです。

山田勝委員

私はね、これはねえ、これはもう市長に言わないかんことなんだけど、でもあなたたちも気にしとらんといかん。

みんなに協力をいただいてですよ、阿久根市が1番たくさんお金を取ってますよ、彼らが一生懸命してくれないとはじまらん話をですね、懇親会をするって、阿久根市はせめて飲食代くらい出してよかよって言うどん、みんなから銭を集めて、もうこんな本当非常識極まりない。それは、あなた方が、あなたじゃないよ、市長をはじめ、職員の皆さんが、おれ達が税金で売ってくれとったあらよって。非常に見苦しい考えだと思っている。同じことを12月の一般質問で市長に言います。

平気ですよ。何でって、正しいことが正しいで言わないとね、どこの世界に協力をいただいて、50%以上利益は取って、協力をいただいた方に懇親会をすれば、今年も4,000円ね、とってやりましたよ。そんな話はどこでも通用しない話だ。あなたはと思う。

濱田洋一委員長

山田委員。

山田勝委員

いやいや、私は、経費はどこですか、ただですと言ったから言うんですよ、予算はありませんと。そのことについて私は非常に厳しいこと言いました。当然です。誰に語っても、当たり前じゃらいと思いますよ。当たり前のことを平気でやってるから。あなたはどう思いますか。それによってまた今後の展開が変わってくると思いますよ。

〔発言する者あり〕

そんな甘いもんじゃなかもんは。みんな一生懸命しとったって。

濱田洋一委員長

今の質疑については、このふるさと納税推進事業の取組の一つとして、事業者の方々の、出荷していただく方々の、いわゆる、年に1回の、そういった、図られている中での費用の負担についてというようなことで、関連していると思いますので、お考えということですが、この納税推進事業の関連ということで、休憩でいいですか。

〔山田勝委員「休憩してくれ」と呼ぶ〕

〔木下孝行委員「山田委員の要望で」と呼ぶ〕

要望は要望で。

休憩でいいですか。

〔山田勝委員「はい」と呼ぶ〕

この際、暫時休憩します。

(休憩 午後4時7分～午後4時8分)

濱田洋一委員長

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、認定第1号中、商工観光課所管の事項について審査を一時中止します。

〔商工観光課退室〕

ここでお諮りします。

本日の審査はこの程度にとどめ、明日に延会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認め、延会することに決しました。

本日はこれにて延会します。

(延会 午後4時8分)

決算特別委員会委員長 濱田洋一